

# 株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める書面)

2024 年 6 月 11 日

株式会社いなげや

2024年6月11日

## 株式交換に係る事前開示事項

東京都立川市栄町六丁目1番地の1  
株式会社いなげや  
代表取締役社長 本杉 吉員

当社とユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社（以下「U. S. M. H」といい、U. S. M. Hと当社を総称して、以下「両社」といいます。）は、2024年4月18日付の両社の取締役会決議により、U. S. M. Hを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決定し、同日、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 本株式交換契約の内容（会社法第782条第1項第3号）

別紙1のとおりです。

#### 2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第1号）

（1）交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第3項第1号）

（ア）本株式交換に係る割当ての内容

	U. S. M. H (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	1.46
本株式交換により交付する株式数	U. S. M. Hの普通株式： 67,794,529株（予定）	

（注1）株式の割当比率

当社株式1株に対して、U. S. M. H株式1.46株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。以下同じです。）においてU. S. M. Hが保有する当社株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比

率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社が協議し合意の上、変更されることがあります。2024年4月18日時点において、U. S. M. Hは当社株式を保有しておりませんが、2024年3月末時点でU. S. M. Hの子会社である株式会社カスミは当社株式を96,000株保有しております。基準時において株式会社カスミが保有する当社株式については、本株式交換によりU. S. M. H株式が割当交付されますが、会社法第135条第3項の規定に基づき、相当の時期に処分する予定です。

（注2）本株式交換により交付するU. S. M. H株式の数

U. S. M. Hは、本株式交換に際して、本株式交換によりU. S. M. Hが当社の発行済株式（ただし、U. S. M. Hが保有する当社株式を除きます。）の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主の皆様（ただし、以下の自己株式が消却された後の株主をいい、U. S. M. Hを除きます。）に対し、その保有する当社株式に代えて、その保有する当社株式の数の合計に1.46を乗じて得た株数のU. S. M. H株式を交付いたします。

また、U. S. M. Hが交付する株式は、新たに発行する株式にて充当する予定です。なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会決議により、基準時において保有している自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時をもって消却する予定です。

（注3）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、U. S. M. Hの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる当社の株主の皆様については、U. S. M. Hの定款及び株式取扱規則の定めるところにより、U. S. M. H株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

①単元未満株式の買増し制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項の規定及びU. S. M. Hの定款の規定に基づき、U. S. M. Hの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式をU. S. M. Hから買い増すことができる制度です。

②単元未満株式の買取請求制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、U. S. M. Hの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買取ることをU. S. M. Hに対して請求することができる制度です。

（注4）1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数のU. S. M. H株式の交付を受けることとなる当社の株主の皆様においては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する数のU. S. M. H株式をU. S. M. Hが売却し、かかる売却代金をその端数の割合に応じて当社の株主の皆様へ交付いたします。

(イ) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(i) 割当ての内容の根拠及び理由

U. S. M. H及び当社は、本株式交換比率の決定に当たって公正性及び妥当性を確保するため、それぞれ別個に、U. S. M. H、当社及びイオン株式会社（以下「イオン」といいます。）から独立した第三者算定機関及び法務アドバイザーを選定し、U. S. M. Hは、みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、当社は野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）をそれぞれ第三者算定機関として選定し、また、U. S. M. Hは、弁護士法人淀屋橋・山上合同を、当社は、長島・大野・常松法律事務所をそれぞれ法務アドバイザーとして選定し、本格的な検討を開始いたしました。

U. S. M. Hにおいては、下記「(3) U. S. M. H以外の当社の株主の利益を害しないように留意した事項」の「(ア) 公正性を担保するための措置」及び「(イ) 利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、U. S. M. Hの第三者算定機関であるみずほ証券から2024年4月17日付で取得した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである弁護士法人淀屋橋・山上合同からの助言、U. S. M. Hが当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、並びに当社及びイオンとの間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成されるU. S. M. H特別委員会からの指示、助言及び2024年4月18日付で受領した答申書（詳細については、下記「(3) U. S. M. H以外の当社の株主の利益を害しないように留意した事項」の「(イ) 利益相反を回避するための措置」の「(i) U. S. M. Hにおける利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）の内容等を踏まえて、慎重に協議・検討をいたしました。その結果、本株式交換比率は妥当であり、U. S. M. Hの株主の皆様利益に資するとの結論に至ったため、U. S. M. Hは、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、当社においては、下記「(3) U. S. M. H以外の当社の株主の利益を害しないように留意した事項」の「(ア) 公正性を担保するための措置」及び「(イ) 利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、当社の第三者算定機関である野村証券から2024年4月18日付で取得した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所からの助言、当社がU. S. M. Hに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、並びにU. S. M. H及びイオンとの間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される当社特別委員会からの指示、助言及び2024年4月18日付で受領した答申書（詳細については、下記「(3) U. S. M. H以外の当社の株主の利益を害しないように留意した事項」の「(イ) 利益相反を回避するための措置」の「(iii) 当社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）の内容等を踏まえて、慎重に協議・検討いたしました。その結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様利益に資するとの判断に至ったため、当社は、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

以上のとおり、U. S. M. H及び当社は、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要

因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、U. S. M. H及び当社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上変更することがあります。

## (ii) 算定に関する事項

### ① 算定機関の名称及び両社との関係

U. S. M. Hの第三者算定機関であるみずほ証券及び当社の第三者算定機関である野村證券はいずれも、U. S. M. H、当社及びイオンから独立した算定機関であり、U. S. M. H、当社及びイオンの関連当事者には該当しません。

なお、みずほ証券のグループ企業である株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）は、当社及びイオンの株主たる地位を有しており、また、みずほ信託銀行株式会社（以下「みずほ信託銀行」といいます。）は、U. S. M. H及びイオンの株主たる地位も有しているほか、みずほ銀行は、U. S. M. H、当社及びイオンに対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等は生じておりますが、本株式交換に関してU. S. M. H、当社及びイオンとの利益相反に係る重要な利害関係を有しておりません。みずほ証券によれば、みずほ証券は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第36条第2項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の4の適用法令に従い、みずほ証券とみずほ銀行及びみずほ信託銀行との間の情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、これらの措置により、みずほ証券のフィナンシャル・アドバイザー業務を担当する部署は、本株式交換に関して利益相反に係る利害関係の影響を受けずに、みずほ銀行及びみずほ信託銀行の株主たる地位並びにみずほ銀行の貸付人の地位とは独立した立場で、両社の株式価値の算定を行っているとのことです。U. S. M. Hは、みずほ証券において適切な利益相反管理体制が構築され、かつ実施されていること、U. S. M. Hとみずほ証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため第三者算定機関としての独立性が確保されていること、みずほ証券は過去の同種事案の第三者算定機関としての実績を有していること等に鑑み、第三者算定機関としての独立性が確保されていると判断し、みずほ証券を第三者算定機関として選定いたしました。

### ② 算定の概要

みずほ証券は、U. S. M. Hが東京証券取引所スタンダード市場に、また、当社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、両社に市場株価が存在することから市場株価基準法（2023年4月25日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場及び東京証券取引所プライム市場における算定基準日の終値、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値を基に分析しております。）を、また両社いずれについても比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、

加えて、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。U. S. M. Hの1株当たりの株式価値を1とした場合の各評価方法における当社の評価レンジは以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価基準法	1.13～1.17
類似企業比較法	0.78～1.22
DCF法	0.53～1.78

市場株価基準法については、U. S. M. H及び当社のいずれについても、2023年4月25日付プレスリリースの公表日である2023年4月25日を算定基準日として、同日の終値及び同日までの過去1ヶ月間、同日までの過去3ヶ月間及び同日までの過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用いたしました。

なお、みずほ証券がDCF法による算定の前提としたU. S. M. Hの財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、主に既存店売上高の増加等や各販管費削減策の実施等により、営業利益に関して、2025年2月期と2026年2月期にそれぞれ対前年度比で大幅な増益を見込んでおり、当期純利益に関して、2026年2月期と2027年2月期にそれぞれ対前年度比で大幅な増益を見込んでおります。また、当社の財務予測についても、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、営業利益に関して、各店舗における売上総利益率の改善等により、2024年3月期と2025年3月期に対前年度比で大幅な増益を見込んでおり、当期純利益に関して、2023年3月期に計上した繰延税金資産の取り崩しの影響が生じないことから2024年3月期に黒字化することを見込んでおり、また、前述した営業利益の増加が寄与して2025年3月期に対前年度比で大幅な増益を見込んでおります。なお、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、DCF法による算定の前提とした両社の財務予測には反映しておりません。また、両社の財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際し、2024年4月18日付でウエルシアホールディングス株式会社（以下「ウエルシアHD」といいます。）、当社及びイオンが公表した「ウエルシアホールディングス株式会社による株式会社ウエルパークの完全子会社化、株式会社いなげやにおける子会社の異動（株式譲渡）並びに当該子会社からの特別配当の受領及び特別利益の計上に関するお知らせ」のとおり、本株式交換の効力発生日前に、当社が株式会社ウエルパーク（以下「ウエルパーク」といいます。）より特別配当1,263百万円を受領し、ウエルパーク株式を6,989百万円でウエルシアHDへ譲渡することを前提としております。また、U. S. M. H及び当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、U. S. M. H及び当社及びその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶

発債務を含みます。) に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定への依頼も行っておりません。みずほ証券は、両社の事業計画の正確性、妥当性及び実現可能性について独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。みずほ証券の算定は、2024年4月17日までの上記情報を反映したものであります。

一方、野村証券は、両社の株式交換比率について、U. S. M. Hが東京証券取引所スタンダード市場に、当社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うとともに、両社とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。なお、野村証券は株式交換比率の算定に際し、2024年4月18日付でウエルシアHD、当社及びイオンが公表した「ウエルシアホールディングス株式会社による株式会社ウエルパークの完全子会社化、株式会社いなげやにおける子会社の異動（株式譲渡）並びに当該子会社からの特別配当の受領及び特別利益の計上に関するお知らせ」のとおり、本株式交換の効力発生日前に、当社がウエルパークより特別配当1,263百万円を受領し、ウエルパーク株式を6,989百万円でウエルシアHDへ譲渡することを前提としております。

各評価方法によるU. S. M. H株式1株当たりの株式価値を1とした場合の当社の評価レンジは、以下のとおりとなります。

算定方法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価平均法	1.34～1.50
類似会社比較法	1.16～1.20
DCF法	0.96～1.68

市場株価平均法においては、U. S. M. Hについては、2024年4月17日を算定基準日として、U. S. M. H株式の東京証券取引所スタンダード市場における、算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均を、当社については、2024年4月17日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所プライム市場における、算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均を採用しております。

類似会社比較法においては、U. S. M. H及び当社について、両社の主要事業であるSM事業と類似性があると判断される類似上場会社として、株式会社JMホールディングス、株式会社エコス、株式会社ライフコーポレーション、株式会社ヤオコー、株式会社マミーマート及び株式会社ベルクを選定した上で、償却前営業利益の倍率（以下「EBITDAマルチプル」といいます。）を用いて算定を行いました。

DCF法においては、U. S. M. Hについては、U. S. M. Hが作成した2025年2月期から2027年2月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、U. S. M. Hが2025年2月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いてU. S. M. Hの株式価値を評価し

ております。U. S. M. Hの割引率は 3.25%~3.75%を採用しており、継続価値の算定に当たっては、永久成長率法及びマルチプル法を採用し、永久成長率は-0.25%~0.25%を、E B I T D Aマルチプルは 5.0 倍~7.0 倍をそれぞれ採用しております。一方、当社については、当社が作成した 2024 年 3 月期から 2027 年 3 月期までの事業計画における収益予測や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が 2024 年 3 月期第 4 四半期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の株式価値を評価しております。割引率は 3.25%~4.25%を採用しており、継続価値の算定に当たっては、永久成長率法及びマルチプル法を採用し、永久成長率は-0.25%~0.25%を、E B I T D Aマルチプルは 5.0 倍~7.0 倍をそれぞれ採用しております。

野村證券が D C F 法による算定に用いた U. S. M. H 及び当社の財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、U. S. M. H については、2025 年 2 月期、2026 年 2 月期及び 2027 年 2 月期において、主に既存店売上高の増加等や各販管費削減策の実施等により、営業利益は 2025 年 2 月期においては対前年比 30% 超の増益、2026 年 2 月期においては対前年比 30% 超の増益となることを見込んでおり、当期純利益は 2027 年 2 月期において対前年比 70% 超の増益となることを見込んでおります。なお、U. S. M. H の財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。当社については、2024 年 3 月期、2026 年 3 月期及び 2027 年 3 月期において、既存店舗の改装による活性化及び新規出店数の拡大を要因とした売上高の増加並びに P B 商品の導入・拡大による利益改善で、営業利益は 2024 年 3 月期においては対前年比 70% 超の増益、2026 年 3 月期においては対前年比 30% 超の増益となることを見込んでおり、当期純利益は 2027 年 3 月期においては対前年比 40% 超の増益となることを見込んでおります。また、2025 年 3 月期において、法人税等及び法人税等調整額の増加により、当期純利益は対前年比 60% 超の減益を見込んでおります。なお、当社の財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

野村證券の株式交換比率の算定は、算定基準日現在における金融、経済、市場、事業環境その他の状況を前提とし、また当該日付現在で野村證券が入手している情報に依拠しております。野村證券は、野村證券が検討した公開情報及び野村證券に提供された財務、法務、規制、税務、会計に関する情報その他一切の情報については、それらがいずれも正確かつ完全であることを前提としており、独自にその正確性及び完全性についての検証は行っておりません。また、両社とそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測その他将来に関する情報については、両社の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成又は検討されたこと、それらの予測に従い両社の財務状況が推移することを前提としており、独自の調査をすることなくかかる財務予測その他将来に関する情報に依拠しております。

(2) 交換対価として当該種類の財産を選択した理由（会社法施行規則第184条第3項第2号）

当社及びU. S. M. Hは、本株式交換の交換対価として、株式交換完全親会社となるU. S. M. Hの普通株式を選択いたしました。

当社は、この交換対価につき、東京証券取引所に上場されており、高い流動性を有するため取引機会が確保されていること、及び当社株式を保有する株主は株式交換完全親会社となるU. S. M. H. の普通株式を受け取ることにより、本株式交換による統合効果を楽しむことが可能であることを考慮して、U. S. M. Hの普通株式を本株式交換に係る対価とすることが適切であると判断いたしました。

(3) U. S. M. H以外の当社の株主の利益を害しないように留意した事項（会社法施行規則第184条第3項第3号）

(ア) 公正性を担保するための措置

本株式交換は、イオンがU. S. M. H及び当社それぞれの親会社であり、イオンを通じて相互に利益相反が生じ得る構造が存在することから、U. S. M. H及び当社は、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

(i) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

U. S. M. H及び当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定に当たって公正性を期すため、U. S. M. Hは、U. S. M. H、当社及びイオンから独立した第三者算定機関であるみずほ証券を選定し、2024年4月17日付で、株式交換比率に関する算定書を取得し、また、当社は、U. S. M. H、当社及びイオンから独立した第三者算定機関である野村證券を選定し、2024年4月18日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。各算定書の概要は上記「(1) 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項」の「(イ) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「②算定に関する事項」をご参照ください。なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から、本株式交換の株式交換比率がU. S. M. H及び当社の株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(ii) 独立した法律事務所からの助言

U. S. M. Hは、本株式交換の法務アドバイザーとして、弁護士法人淀屋橋・山上合同を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、弁護士法人淀屋橋・山上合同は、U. S. M. H、当社及びイオンとの間で重要な利害関係を有しません。他方、当社は、本株式交換の法務アドバイザーとして、長島・大野・常松法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、長島・大野・常松法律事務所は、U. S. M. H、当社及びイオンとの間で重要な利害関係を有しません。

弁護士法人淀屋橋・山上合同は、U. S. M. H及びイオンそれぞれと法律顧問契約を締結しておりますが、同事務所は、両社に限らず多数の依頼者に対してリーガル・サービスを提供

する外部の法律事務所であり、法律顧問契約を締結していることをもって両社からの独立性は害されず、同事務所は、U. S. M. H、当社及びイオンから独立したリーガル・アドバイザーとして本株式交換に関する法的助言を行うものであることから、U. S. M. Hは、同事務所の独立性に問題はないと判断しております。

(イ) 利益相反を回避するための措置

本株式交換は、イオンがU. S. M. H及び当社それぞれの親会社であり、イオンを通じて相互に利益相反が生じ得る構造が存在することから、利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しております。

(i) U. S. M. Hにおける利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

U. S. M. Hは、本株式交換に係る意思決定に慎重を期し、また、U. S. M. Hの取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、U. S. M. H取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることがU. S. M. Hの少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、いずれも、当社及びイオンと利害関係を有しておらず、U. S. M. Hの社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている鳥飼重和氏（鳥飼総合法律事務所）及び牧野直子氏、U. S. M. Hの社外監査役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている岡本忍氏の3名によって構成される特別委員会（以下「U. S. M. H特別委員会」といいます。）を設置したうえ、本株式交換を検討するにあたって、U. S. M. H特別委員会に対し、本株式交換がU. S. M. Hの少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか（以下「U. S. M. H諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。

U. S. M. H特別委員会は、2024年1月31日から2024年4月15日までに、会合を合計8回開催したほか、会合外においても、電子メール等を通じて、意見表明や情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、U. S. M. H諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、U. S. M. H特別委員会は、まず第1回の特別委員会において、U. S. M. Hが選任したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券並びにリーガル・アドバイザーである弁護士法人淀屋橋・山上合同につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。

そのうえで、U. S. M. Hから、本株式交換の目的、本株式交換実行のメリット、デメリット、及び本株式交換によって実現することが見込まれるシナジーの具体的内容、並びに、株式交換比率の前提となるU. S. M. Hの事業計画の策定手続、及びその概要について説明を受けるとともに、質疑応答を行いました。また、U. S. M. Hのリーガル・アドバイザーである弁護士法人淀屋橋・山上合同から、本株式交換に係るU. S. M. Hの取締役会の意思決定の方法・過程等、U. S. M. H特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容について説明を受けるとともに、当社に対する法務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、U. S. M. Hの依頼に基づき、当社に対する財務・税務デュー・ディリジェンスを実施したPwCアドバイザリー合同会社及びPwC税理士法人から、当社に対する財務・

税務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。加えて、U. S. M. Hのフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券から、本株式交換比率の評価の方法及び結果に関する説明を受け、質疑応答を行い、その合理性の検証を行いました。また、U. S. M. H特別委員会は、みずほ証券及び弁護士法人淀屋橋・山上合同の助言を受け、本株式交換比率の交渉方針を定めるとともに、その交渉内容について随時報告を受け、必要に応じて指示を行う等、当社との交渉過程に実質的に関与いたしました。

U. S. M. H特別委員会は、かかる経緯の下、U. S. M. H諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、本株式交換は、U. S. M. Hの少数株主にとって不利益でないと認められる旨の答申書を、2024年4月18日付で、U. S. M. Hの取締役会に対して提出しております。U. S. M. H特別委員会の意見の概要は、以下のとおりです。

#### ① 結論

U. S. M. H諮問事項について、下記のとおり、本株式交換の目的の正当性・合理性、本株式交換に係る手続の公正性、本株式交換の取引条件の公正性・妥当性という観点から検討した結果、本株式交換はU. S. M. Hの少数株主にとって不利益なものでないと思料する。

#### ② 本株式交換の目的の正当性・合理性

本株式交換の実行によって、上記1に記載されたシナジーにより企業価値の向上に資するだけでなく、競争環境が激化する中においては、U. S. M. Hと当社が同じ企業体として今後も安定的な需要が見込まれる首都圏においてドミナントを強化することで、各種スケールメリットの享受に繋がるものとのU. S. M. Hにおける本株式交換の目的、想定するシナジー等に関して、本特別委員会では、U. S. M. Hに対してヒアリングをしたものの、その説明に特段不合理な点はなく、本株式交換後のシナジー及び企業価値向上効果については具体性があるものと考えられる。

よって、本株式交換は、U. S. M. Hの企業価値の向上に資するものと認められ、その目的は正当性・合理性を有すると判断する。

#### ③ 本株式交換に係る手続の公正性

U. S. M. Hは、独立した法務アドバイザー及びフィナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関から種々の助言を受けた上で、本株式交換の一連の手続の公正性を図るべく慎重な検討をしている。また、U. S. M. H特別委員会は、U. S. M. Hの一般株主に代わって重要な情報を入手し、本諮問事項を検討・判断する状況が確保された上で、取引条件に関する交渉過程に実質的に関与していたものと評価できる。

加えて、U. S. M. Hは、本株式交換に関し利害が相反し又は相反するおそれを回避するため、藤田元宏氏及び岡田元也氏を除く他の7名の取締役において審議の上、その全員一致にて、全ての監査役から異議がないことを条件として、本株式交換を行うこと取締役会決議を行う予定であり、かつ、藤田元宏氏及び岡田元也氏は、いずれもU. S. M. Hの立場において、本株式交換に関する当社との協議・交渉に参加しておらず、上記取締役会における本株式交換に関する審議及び決議に参加しない予定である。

よって、U. S. M. Hの取締役会における意思決定においてもイオンとの利益相反の疑いを回避する措置がとられるものと評価できる。

以上のとおり、U. S. M. Hにおいては、本株式交換の公正性を担保するために必要な合理的な措置を講じているといえ、本株式交換に係る手続は公正であると判断する。

- (ii) U. S. M. Hにおける利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認及び利害関係を有する監査役を除く監査役全員の異議がない旨の意見

2024年4月18日開催のU. S. M. Hの取締役会には、U. S. M. Hの取締役9名のうち藤田元宏氏及び岡田元也氏を除く7名全員が出席し、出席取締役全員の賛同により、本株式交換を承認する旨の決議をしております。また、上記の取締役会には、U. S. M. Hの全ての監査役が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、藤田元宏氏はイオンの顧問を兼任しており、岡田元也氏はイオンの取締役兼代表執行役会長を兼任していることに鑑み、本株式交換に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、いずれも、U. S. M. Hの取締役会における本株式交換に関する審議及び決議に参加しておらず、また、U. S. M. Hの立場において、本株式交換に関する当社との協議・交渉にも参加しておりません。

- (iii) 当社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

当社は、本株式交換に係る意思決定に慎重を期し、また、当社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、いずれも、イオン及びU. S. M. Hと利害関係を有しておらず、当社の独立社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている大谷秀一氏及び石田（北代）八重子氏、並びに当社の社外監査役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている牧野宏司氏から構成される特別委員会（以下「当社特別委員会」といいます。）を設置し、本株式交換を検討するにあたって、当社特別委員会に対し、①本株式交換の目的の合理性（企業価値の向上に資するかを含む。）、②本株式交換の条件の妥当性、③本株式交換の手続の公正性、及び④上記①から③を踏まえ、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか（以下、①乃至④を総称して、「当社諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。また、当社の取締役会は、当社の取締役会における本株式交換に関する意思決定については、当社特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこととすることを決議するとともに、当社特別委員会に対して、上記諮問事項について検討するにあたり、①諮問事項の検討に必要な情報収集を行うことができる権限（当社の執行サイド、他の当事者に必要な情報の提供を求める権限）、②当社が選任したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券並びにリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所に専門的助言を求めることができる権限、③必要に応じて、当社特別委員会独自のアドバイザーを指名又は選任することができる権限、及び④必要に応じて、他

の当事者と本株式交換の条件等の交渉を行うことができる権限（①から③に係る費用は、当社が負担することとしております。）を付与いたしました。

当社特別委員会は、2024年1月12日から2024年4月18日までに、会合を合計13回開催したほか、会合外においても、電子メール等を通じて、意見表明や情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、当社諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、当社特別委員会は、まず、当社が選任したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券並びにリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。そのうえで、U. S. M. Hに対して本株式交換の目的等に関する質問状を送付したうえで、U. S. M. Hから本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、株式交換を選択した理由、本株式交換後の経営方針や従業員の取扱いに関する考え方、株主優待制度の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社のリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定方法、当社特別委員会の運用その他本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、U. S. M. Hに対する法務デュー・ディリジェンスの結果について報告を受け、質疑応答を行いました。さらに、当社の依頼に基づき、U. S. M. Hに対する財務・税務デュー・ディリジェンスを実施したEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社及びEY税理法人より、当該財務・税務デュー・ディリジェンスの結果について報告を受け、質疑応答を行いました。加えて、当社のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券から本件取引における対価（本株式交換比率等）の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行い、その合理性の検証を行いました。また、当社特別委員会は、野村證券及び長島・大野・常松法律事務所の助言を受け、本件取引における対価（本株式交換比率等）の交渉方針を定めるとともに、その交渉内容について随時報告を受け、必要に応じて指示を行う等、U. S. M. Hとの交渉に実質的に関与いたしました。

当社特別委員会は、かかる経緯の下、当社諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、本株式交換は、当社の少数株主にとって不利益でないと認められる旨の答申書を、2024年4月18日付で、当社の取締役会に対して提出しております。当社特別委員会の意見の概要は、以下のとおりです。

① 本株式交換の目的の合理性（企業価値の向上に資するかを含む。）

本株式交換によってスケールメリットを享受し、共同購買や物流の共同化による費用低減・効率化が図れるほか、DXの推進等のシナジーを見込むことができ、本株式交換に多くのメリットが認められる一方で、本株式交換のデメリットとして重大なものは特に見当たらない。

したがって、本株式交換は当社の企業価値向上に資するものとして正当であると認められる。

② 本株式交換の条件の妥当性

本株式交換比率は、合理的に策定された当社の事業計画を基礎として行われた、独立した第三者評価機関である野村證券による株式交換比率の算定における価格レンジの範囲内で、相互に独立した当事者として徹底的な交渉を行った結果合意されたものと評価でき、類似取引においても見られる水準と認められる。また、本公開買付価格との関係でも、少数株主の不利益にならないよう最大限配慮されたものと認められる。そして、その他の取引条件についても当社として確保すべき条件は満たして合意に至っている。

したがって、本株式交換比率を含めた本株式交換の取引全体について、当社の少数株主からみて、妥当性が確保されていると認められる。

### ③ 本株式交換の手續の公正性

本株式交換では、実効性を高めるために十分な措置が採られた当社特別委員会の設置、当社の意思決定プロセスにおけるイオンの関与の排除、外部専門家の専門的助言等の取得や少数株主への充実した情報提供等、本株式交換にとって必要十分な内容での公正性担保措置が採用されており、それらの公正性担保措置が、実際に実効性をもって運用されている。

したがって、本株式交換において、公正な手續を通じて当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。

### ④ 本株式交換が当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか

上記②及び③において詳細に検討したとおり、本株式交換について、当社の少数株主からみて、本株式交換比率その他の取引条件の妥当性が確保されており、かつ、公正な手續を通じて当社の少数株主の利益への十分な配慮がされているため、本株式交換は、当社の少数株主にとって不利益でないと思われられる。

### (iv) 当社における利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認

本株式交換に関する議案を決議した2024年4月18日開催の当社の取締役会においては、当社の取締役9名のうち、渡邊廣之氏はイオンの執行役副社長並びにイオングループであるイオンフィナンシャルサービス株式会社及びイオンディライト株式会社の取締役の地位を有していることから、利益相反を回避する観点から、渡邊廣之氏を除く8名の取締役で審議し、全員の賛成により決議を行いました。なお、利益相反を回避する観点から、渡邊廣之氏は当社の立場で本株式交換に係る協議及び交渉に参加しておらず、また上記当社の取締役会における本株式交換に係る審議には参加していません。

### (4) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となるU. S. M. Hの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第3項、会社法第768条第1項第2号イ）

本株式交換によりU. S. M. Hの増加する資本金及び資本準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、U. S. M. Hが別途定める額になります。かかる取り扱いは、U. S. M. Hの財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定されるものであり、相当であると判断しております。

3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 2 号）

(1) U. S. M. H の定款の定め（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号イ）

U. S. M. H の定款については、別紙 2 をご参照ください。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ロ）

(ア) 交換対価を取引する市場

U. S. M. H の普通株式は、東京証券取引所スタンダード市場において取引されております。

(イ) 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

U. S. M. H の普通株式は、全国の各証券会社等において取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

(ウ) 交換対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価に市場価格があるときはその価格に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ハ）

U. S. M. H の普通株式の東京証券取引所スタンダード市場における過去 6 ヶ月間の株価推移は以下のとおりであります。

月別	2023 年 12 月	2024 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
最高株価 (円)	1,021	1,042	1,017	1,011	1,009	904
最低株価 (円)	981	1,004	983	949	869	860

なお、日本取引所グループが以下の URL において開示する株価情報及びチャート表示等により、U. S. M. H の普通株式の市場価格及びその推移等をご覧いただけます。

<https://www.jpx.co.jp/>

(4) U. S. M. H の過去 5 年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ニ）

U. S. M. H は、いずれの事業年度においても金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

4. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 3 号）

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第4号）

- (1) U. S. M. Hの最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第184条第6項第1号イ）

U. S. M. Hの最終事業年度（2023年3月1日から2024年2月29日）に係る計算書類等の内容については、別紙3をご参照ください。

- (2) U. S. M. Hの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重要な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第184条第6項第1号ハ）

U. S. M. Hは、当社との間で、2024年4月18日付で本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の概要は、上記「1. 本株式交換契約の内容（会社法第782条第1項第3号）」に記載のとおりです。

- (3) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重要な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第184条第6項第2号イ）

(ア) 本株式交換契約の締結

当社は、U. S. M. Hとの間で、2024年4月18日付で本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の概要は、上記「1. 本株式交換契約の内容（会社法第782条第1項第3号）」に記載のとおりです。

(イ) 連結子会社の異動を伴う株式譲渡契約の締結

当社は、淘汰と業界再編が進むドラッグストア業界の環境を踏まえ、連結子会社であるウェルパークに関し、当社グループのドラッグストア事業として単独で成長を目指すよりも、全国的にドラッグストア事業を展開するウエルシアHDの支援を得ることで、かかる厳しい競争環境の中でもウェルパークの企業価値の更なる向上・成長を図れると判断し、2024年4月18日開催の取締役会において、2024年8月30日（予定）を効力発生日として特別配当1,263百万円を受領したうえで、ウェルパークの全株式をウエルシアHDに譲渡することについて決議し、ウエルシアHDと株式譲渡契約を締結いたしました。株式譲渡の概要は以下のとおりです。

譲渡先： ウエルシアHD  
譲渡株式数： 16,000,000株  
譲渡日： 2024年9月2日（予定）  
譲渡価額： 6,989百万円

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第184条第1項第5号）

会社法第789条第1項第3号の規定により、本株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はありません。

別紙1 本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

# 株式交換契約書

ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社（以下「**U.S.M.H**」という。）及び株式会社いなげや（以下「いなげや」という。）は、2024年4月18日（以下「**本契約締結日**」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

## 第1条（本株式交換）

U.S.M.H 及びいなげやは、本契約の規定に従い、U.S.M.H を株式交換完全親会社、いなげやを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「**本株式交換**」という。）を行い、U.S.M.H は、本株式交換により、いなげやの発行済株式の全部を取得する。

## 第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

U.S.M.H 及びいなげやの商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) U.S.M.H（株式交換完全親会社）

商号：ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社

住所：東京都千代田区神田相生町1番地

(2) いなげや（株式交換完全子会社）

商号：株式会社いなげや

住所：東京都立川市栄町六丁目1番地の1

## 第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

- U.S.M.H は、本株式交換に際して、本株式交換により U.S.M.H がいなげやの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「**基準時**」という。）におけるいなげやの株主名簿に記載又は記録された株主（但し、U.S.M.H を除く。以下「**本割当対象株主**」という。）に対し、その保有するいなげやの普通株式の数の合計数に **1.46**（以下「**本交換株式比率**」という。）を乗じて得た数の U.S.M.H の普通株式を交付する。
- 前項の対価の割当てについては、U.S.M.H は、本割当対象株主に対して、その保有するいなげやの普通株式 1 株につき、本交換株式比率を乗じて得た数の U.S.M.H の普通株式を割り当てる。
- U.S.M.H が前二項の規定に従い本割当対象株主に対して交付する U.S.M.H の普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い処理する。

## 第4条（U.S.M.H の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加すべき U.S.M.H の資本金及び準備金の額は会社計算規則第 39 条に定

めるところに従い U.S.M.H が別途定める金額とする。

#### **第 5 条（本効力発生日）**

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「**本効力発生日**」という。）は、2024 年 11 月 30 日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、U.S.M.H 及びいなげやは協議の上、合意によりこれを変更することができる。

#### **第 6 条（株主総会の承認）**

1. U.S.M.H は、本効力発生日の前日までに、その株主総会において、本契約及び本株式交換に必要な事項について株主総会の承認を求めるとともに、当該株主総会の決議によりこれらの承認が得られるよう実務上合理的な範囲で努力する。
2. いなげやは、本効力発生日の前日までに、その株主総会において、本契約及び本株式交換に必要な事項について株主総会の承認を求めるとともに、当該株主総会の決議によりこれらの承認が得られるよう実務上合理的な範囲で努力する。

#### **第 7 条（自己株式の消却）**

いなげやは、本効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式の全て（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を基準時をもって消却する。

#### **第 8 条（事業の運営等）**

U.S.M.H 及びいなげやは、本契約締結日から本効力発生日までの間、通常の業務の範囲内で、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして、善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせ、相手方当事者の事前の書面による承諾がある場合を除き、自ら又はその子会社をして、財産状態に大幅な変化をもたらさうる行為又は本株式交換に重大な影響を及ぼさうる行為を行わず、又は行わせないものとする。

#### **第 9 条（本契約の変更及び解除）**

本契約締結日以降本効力発生日の前日までの間において、U.S.M.H 又はいなげやの財産状態又は経営状態に重要な変更が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、U.S.M.H 及びいなげやは、協議の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### **第 10 条 (本契約の効力)**

本契約は、本効力発生日の前日までに、(i)第 6 条に定める U.S.M.H 及びいなげやの株主総会の承認が得られない場合、(ii)法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合、又は(iii)前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

#### **第 11 条 (準拠法・管轄裁判所)**

本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈され、本契約の履行及び解釈に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### **第 12 条 (誠実協議)**

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた場合には、U.S.M.H 及びいなげやは誠実に協議し、その解決に努めるものとする。

(以下 余白)

本契約成立の証として、本書 2 通を作成し、各自記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

2024 年 4 月 18 日

U.S.M.H : 東京都千代田区神田相生町 1 番地  
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 藤田 元宏



本契約成立の証として、本書 2 通を作成し、各自記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

2024 年 4 月 18 日

いなげや : 東京都立川市栄町六丁目 1 番地の 1  
株式会社いなげや  
代表取締役社長 本杉 吉真



別紙2 株式交換完全親会社の定款

次ページ以降をご参照ください。

# 定 款

ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社と称し、英文では United Super Markets Holdings Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、以下の事業を営むこと、および当該事業を営む会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。

- (1) 衣料品、食料品、家庭用品、日用品雑貨、電気製品、家具製品、化粧品、装飾品雑貨その他の百貨の小売ならびにこれに関連する物品の製造、加工、卸売および輸出入
- (2) 米穀、塩、たばこ、郵便切手類、印紙、鉄砲刀剣類および古物の販売ならびに宝くじのうりさばき
- (3) 酒類の小売、卸売および輸出入
- (4) 医薬品、医薬部外品、化学工業薬品、動物用医薬品、農薬、毒物、劇物、石油、ガス類、肥料、飼料および計量器の販売および輸出入
- (5) 自動車、自転車、軽車両その他の運搬車等の車両、ヨット、モーターボートおよびこれらの部品付属品等の販売、輸出入および賃貸ならびに自動車整備業
- (6) 映画、レコード、コンパクトディスク、ビデオテープおよびビデオディスク等の製作、販売、輸出入および賃貸
- (7) 絵画その他の美術品、スポーツ用具、医療用具、厨房機器および店舗用設備機器等の販売、輸出入および賃貸
- (8) 家畜、愛玩動物の飼育および植物の栽培ならびにこれらの販売、輸出入および賃貸
- (9) カタログによる通信販売
- (10) 通信機器の販売ならびに電気通信回線利用の募集およびその利用権促進に関する代理業
- (11) コンピューターシステムによるデータ入力およびそれに伴う事務処理の受託ならびに文書、磁気テープ等のファイリング分類業務、事務用書類のコピー業務、文書作成・発送代行、ならびに原価計算・仕訳、決算書等の会計・経理処理の請負
- (12) 映像機器、通信機器、情報機器、教育機器、コンピュータおよびこれらに関するシステム・ソフトウェアの開発、製作、販売、レンタル、導入支援、保守ならびにこれらに関連するサービス事業
- (13) 情報処理サービス業、情報提供サービス業、労働者派遣事業ならびに電気通信事業およびその代理業
- (14) 薬局、診療所、飲食店、興行場、遊技場、公衆浴場、スポーツ施設、有料老人ホーム、映画・演劇場および駐車場の経営
- (15) 結婚式場、展示会場およびプレイガイドの経営
- (16) 学習塾、料理教室その他の文化教室の企画および運営
- (17) 保育所及び託児所等の経営
- (18) フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の経営指導

- (19) ビルメンテナンス業、ビル警備業、クリーニング業およびホテル業
- (20) 自動車運送事業、貨物運送取扱事業、港湾運送取次事業および倉庫業
- (21) 物流センターの管理・運営および物流業務の受託ならびに物流情報の収集処理業務
- (22) 写真、理髪、美容、旅行斡旋および印刷出版ならびに広告に関する業務
- (23) 結婚相談および冠婚葬祭に関する情報の提供ならびに仲介斡旋
- (24) 不動産の売買、賃貸、仲介、管理および鑑定評価ならびに土木建築工事・造園工事および室内設備装飾の請負業
- (25) 経営コンサルタント業
- (26) 地域開発、都市開発、環境整備に関する調査研究・企画・設計・監理業務ならびにテナント募集の代行、土地・建物の有効活用に関する企画・調査・設計およびその受託
- (27) 金銭の貸付および金銭の貸借の媒介・保証・集金ならびに支払いの代行、有価証券の投資・運用・売買・管理・仲介、クレジットカードの取扱いに関する業務および総合リース業
- (28) 電子マネー・電子ポイントその他の電子的価値情報および前払式支払手段の発行、販売および管理、電子決済システムの提供
- (29) 損害保険代理業および生命保険募集業ならびに損害保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋および支援
- (30) 金融商品仲介業
- (31) 介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業、特定福祉用具貸与事業、特定介護予防福祉用具販売事業および特定介護予防福祉用具貸与事業
- (32) 発電事業およびその管理・運営ならびに電気の売買に関する事業
- (33) 一般産業廃棄物の収集・運搬・処理事業ならびにこれらに係る有用資源の回収・リサイクル・再生等の有効利用事業
- (34) 前各号に関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、5億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引または公開買付けの方法により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株主の権利行使の手続その他株主に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の基準日は、毎年2月末日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

### 第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、16名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除するこ

とができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 29 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 34 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 計算

(事業年度)

第 37 条 当社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 38 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号の定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 39 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。
- 3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- 2 未払の配当金には利息をつけない。

(附則)

第 1 条 変更前定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条はなお効力を有する。

3 本附則は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

制定 2015 年 3 月 2 日

実施 2015 年 3 月 2 日

改定 2015 年 5 月 1 日

改定 2018 年 5 月 21 日

改定 2021 年 5 月 21 日

改定 2022 年 5 月 20 日

以 上

別紙3 株式交換完全親会社の最終事業年度（2023年3月1日から2024年2月29日）に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

## 1. 当社グループの現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における経営環境は、大幅な円安の進行によりエネルギー価格の高騰や原料調達価格の上昇が継続し、食品や家庭用消耗品などの物価上昇が個人消費に強い逆風となりました。また、雇用の拡大による賃金の上昇や物流の2024年問題への対応などに起因したコスト上昇を価格に転嫁する動きが製造業を中心に進行し、インフレへの移行を急速なものとなりました。こうした環境下で消費者の節約志向は一層顕著なものとなり、進行するデジタル化の潮流とも相まって、さまざまなチャネルから自らの価値観にあった商品と価格を選択する消費行動が主流になりつつあります。

このような環境の下、当社グループは物流コストや資材価格、水道光熱費など各種コストの上昇による利益の圧迫を見据えて、サプライチェーンの改革や省力化のための物流・デジタル投資の実行など、これまでとは異なる構造への転換を急ぐ手立てを打ちました。

具体的にはサプライチェーン改革において、物流の2024年問題を見据えて自動化・省人省力化に寄与する設備やマテハン機器を導入した共同物流センター「U.S.M.H 八千代グロサリーセンター」を、2023年9月より本格稼働しました。また、製造から販売までの一貫した新たな製造小売モデルの実践例となる「INNER COLOR DELI (インナーカラーデリ)」を、サステナブル商品を取り扱うブランド「Green Growers (グリーングロワーズ)」のシリーズとして化粧品会社であるオルビス株式会社と協働で企画開発を行い、当社連結子会社である株式会社ローズコーポレーションにおいて製造し2023年10月より販売を開始しました。

デジタル施策においては、2023年12月にITサービスを中心に事業を展開するベトナムのVTI JOINT STOCK COMPANYと業務提携契約を締結し「ignica (イグニカ)」をはじめとする各種プロダクト・サービスの開発を加速し、顧客価値の向上と製品展開事業の拡大を目指しております。

当連結会計年度の主要子会社の状況は、株式会社マルエツ及びマックスバリュ関東株式会社において来店客数及び客単価が回復し、営業収益、売上総利益をはじめとした数値の改善により、増収増益となりました。

一方、株式会社カスミでは、2023年7月より新たなカードを発行し、チラシによる価格訴求から、お客さまごとの嗜好やニーズにあわせて細やかに買い得特典を提供するとともに、現金でお支払いのお客さまにもデジタルの体験とサービスを提供することを目指した新たな取り組みを開始したものの、初動において若干の浸透期間を要しましたことから、営業収益は前期比94.8%となり利益が悪化し減収減益となりました。ただ足元では営業収益や売上総利益高は回復基調が顕著に現れております。

グループ全体においては、売上総利益率が前期に対して0.4%改善したことにより、営業総利益は前期比101.0%となりました。また販管費は、電力の使用量抑制や電力調達契約の変更等により電気料の削減が図れたものの、労務費の上昇や、お客さまのお買物スタイルの多様化への対応強化のため、ECの利便性向上対策やセルフレジを含む決済機能の多様化への対応、省力化機器の導入などの投資強化による減価償却費や、来店客数拡大策による販促費の増加などの影響により、前期比0.7%増と前年を上回りました。これらの結果、当連結会計年度における連結業績は、営業収益が7,066億57百万円（前期比0.3%減）、営業利益が69億7百万円（前期比8.2%増）、経常利益が69億29百万円（前期比6.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益が10億8百万円（前期比24.6%減）となりました。

当連結会計年度において、株式会社マルエツが4店舗、株式会社カスミが1店舗を新設しました。一方、経営資源の効率化を図るため、株式会社マルエツが4店舗、マックスバリュ関東株式会社が1店舗を閉鎖し、当社グループの当連結会計年度末の店舗数は、529店舗となりました。

主要子会社の株式会社マルエツでは、お客さまの利便性向上のため「オンラインデリバリー」を44店舗、「Uber Eats」のサービスが利用できる店舗を119店舗に拡大しました。さらに、新たな顧客接点と買物困難地域への対応として、「移動スーパー」2車両による販売を開始しました。さらに、セルフレジを214店舗に拡大し、全店でスマホ決済がご利用いただけるようになりました。また、生産性向上施策として、電子棚札を107店舗に拡大し、需要予測型発注の運用を全店で開始いたしました。新規出店については、リンコス 白金ザ・スカイ店を皮切りに、4店舗をオープンいたしました。その他、地域社会の課題解決や食品ロス削減への貢献につながる「フードドライブ」活動を新たに10店舗で開始し、77店舗まで拡大いたしました。

株式会社カスミでは、主要施策としてignica（イグニカ）ブランドのプリペイド機能付きポイントカード「Scan&Goカード」の利用率拡大に注力いたしました。発行枚数は2024年2月末

時点で119万枚を超え、シニア、子育て層へのポイントプログラムを定期的に継続するとともに、ポイント付与を伴うさまざまな販売施策を実施するなど利便性の拡大に努めました。また、2023年12月には「毎日の食生活がより豊かに、より楽しいお買い物ができるお店」とする新たなフードマーケット業態のモデル店として、埼玉県上里町にイオンタウン上里店をオープンいたしました。

マックスバリュ関東株式会社では、従業員一人一人の声を生かした店舗活性化を、当連結会計年度において2店舗で実施し、地域のお客さまのライフスタイルにあわせた商品・サービスの強化を行いました。特に2024年2月に活性化を行ったマックスバリュ蕨店では、「対面販売の強化」「生鮮惣菜の強化」「当社こだわり商品の拡大」、「OMOの強化」「Cafe&Dineスペースの新設」に取り組み、買物体験型スーパーマーケットとして提供価値を向上させる活性化を実施しました。また、2024年2月には千葉県と協業し「移動スーパー」を千葉県千葉市花見川区にて運行を開始しました。

なお、当社グループはスーパーマーケット事業を単一セグメントとしており、その他の事業については重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

#### (参考情報)

主要連結子会社では、当連結会計年度における株式会社マルエツ単体の営業収益は3,901億38百万円（前期比3.8%増）、株式会社カスミ単体の営業収益は2,698億91百万円（前期比5.2%減）、マックスバリュ関東株式会社単体の営業収益は451億83百万円（前期比4.0%増）の結果となりました。

## (2) ESG(環境・社会貢献・企業統治) への取り組み

### ① 環境・社会貢献活動への取り組み

当社グループは、脱炭素社会の実現に向け電気使用量の削減や再エネ化の促進、フードロスの削減や資材など廃棄物の削減やリサイクル、更には脱プラスチックを目指した環境配慮型資材（植物由来のバイオマス配合カトラリー・レジ袋）への転換等に取り組んでいます。さらには独占販売契約を締結したビヨンド・ミートの取り扱いを起点として、環境負荷低減に貢献する商品（Green Growers）の開発と販売を通じて、持続可能な社会の実現に注力しております。

また、「統合報告書2022」に基づき重要課題として設定した各項目について、具体的なロードマップを策定し、達成水準を設定しながら、目標達成に向けた取り組みをスタートしました。当連結会計年度においては、CO<sub>2</sub>の削減に向けて事業各社で再生可能エネルギーの導入を行い、設定したCO<sub>2</sub>の削減目標をグループ全体で大幅に上回ることができました。

なお、当社グループでは、事業各社ごとに地域社会の課題解決に向けて、地域の特性やニーズに合わせた社会貢献活動、お客さまとともに取り組む食品支援活動や募金活動、あるいは地域行政との包括連携協定、買物困難地域への移動スーパーの運行などの活動を通じて、地域とのつながりの強化に努めております。

また2024年1月に発生した能登半島地震の支援として、株式会社マルエツにおいては、北陸になじみのある名産品・銘菓販売の収益の一部を復興支援とする「北陸応援フェア」を実施するとともに、グループ全体でも募金活動を実施し、お預かりした募金を寄付させていただきました。

今後も、グループをあげて地域課題に寄り添った活動に取り組んでまいります。

### ② コーポレート・ガバナンス強化に向けた取り組み

当社は、事業活動の根幹をなす考え方である基本理念、ビジョン、ミッション（使命）に基づき、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を制定し、当社ウェブサイトの開示しております。主な取り組みとしては、2016年5月開催の定時株主総会以降、独立社外役員を主な構成員とする人事・報酬諮問委員会、評価諮問委員会を設置しており、人事・報酬諮問委員会は、当社取締役及び子会社取締役の報酬制度・報酬額に関する答申を行っており、評価諮問委員会は、取締役会の実効性の分析・評価を踏まえ、継続的に取締役会の実効性向上に取り組んでおります。

### (3) 対処すべき課題

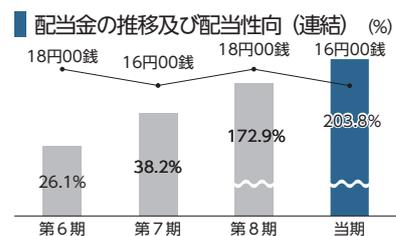
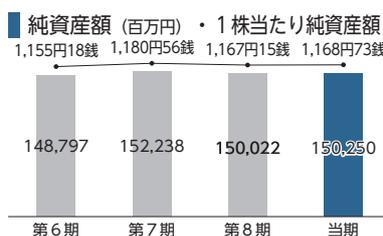
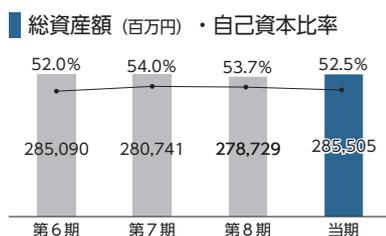
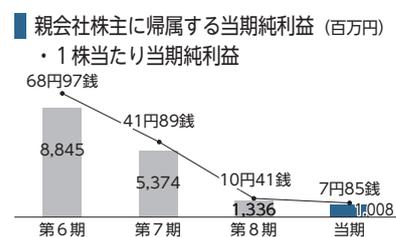
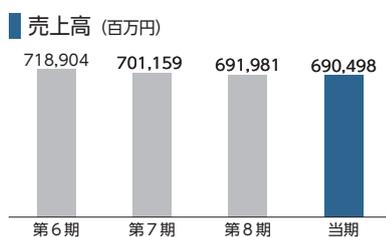
賃金の上昇や多くの輸入資源や原材料の高騰によるコストプッシュインフレの環境は引き続き継続するものと思われ、さまざまなコストに対してはこれまで以上に費用対効果の精査が求められ、また日銀のマイナス金利政策解除による金利上昇も懸念されることから、より精度の高い投資をしていく必要があると認識しております。さらに、当社が置かれた競争環境は業態を超えて激化し、少子高齢化の影響も予見されることから、デジタルとリアル融合によるOMOへとビジネスを転換していくなどビジネスの領域と市場を再定義することが急務となっております。こうした中、当社グループは2023年度より3年間（2024年2月期～2026年2月期）を対象とした、第3次中期経営計画を策定しさまざまな施策を実行しております。具体的には①商品と店舗の変革を通じて既存のスーパーマーケット事業の再定義と活性化の実現（第1エンジン）、②OMOの実現による店舗外収益の拡大（第2エンジン）、③蓄積してきたデジタル知財などを活かした新たな領域を対象とするビジネスの展開（第3エンジン）、これら3つのエンジンを並行して推進し、第3次中期経営計画で目指す「Beyond Supermarket（スーパーマーケットを超える事業構造）」を実現してまいります。

#### (4) 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	期別 (年度)	第6期 (2020年度)	第7期 (2021年度)	第8期 (2022年度)	第9期 (2023年度)
売上高		718,904百万円	701,159百万円	691,981百万円	690,498百万円
経常利益		19,433百万円	12,474百万円	6,536百万円	6,929百万円
親会社株主に帰属する当期純利益		8,845百万円	5,374百万円	1,336百万円	1,008百万円
1株当たり当期純利益		68円97銭	41円89銭	10円41銭	7円85銭
総資産額		285,090百万円	280,741百万円	278,729百万円	285,505百万円
純資産額		148,797百万円	152,238百万円	150,022百万円	150,250百万円
自己資本比率		52.0%	54.0%	53.7%	52.5%
1株当たり純資産額		1,155円18銭	1,180円56銭	1,167円15銭	1,168円73銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づいてそれぞれ計算しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」〔企業会計基準第29号 2020年3月31日〕等を第8期の期首から適用しております。



## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容	事業上の関係
イオン株式会社	220,007百万円	52.2% (51.0%)	純粋持株会社	—
イオンマーケットインベストメント株式会社	100百万円	51.0%	純粋持株会社	—

(注) 1. 出資比率欄の(内書)は間接所有の割合であります。

2. イオン株式会社は当社の議決権の52.4% (出資比率は51.0%) を所有するイオンマーケットインベストメント株式会社の議決権の100.0%を所有しております。

### ② 親会社等との取引に関する事項

#### イ. 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

当社グループは、イオン株式会社のグループ会社より同社グループのプライベートブランド商品である「トップバリュ」をはじめとした商品等の仕入を行っております。また、当社グループの店舗施設等について、同社グループとの間に不動産賃貸借取引があります。当該取引をするにあたっては、非支配株主保護のため、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

#### ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、独立社外取締役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会において多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しております。事業運営に関しては、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行をしており、上場企業としてのお互いの立場を尊重しつつ経営の独立性を確保しながら、適切に経営及び事業活動を行っております。

### ③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社マルエツ	100百万円	100.0%	スーパーマーケット事業
株式会社カスミ	100百万円	100.0%	スーパーマーケット事業
マックスバリュ関東株式会社	100百万円	100.0%	スーパーマーケット事業

(注) 1. 当社の子会社は、12社であります。

2. 当社の連結子会社であった株式会社協栄エイアンドアイは、保有する持分を譲渡したため、当連結会計年度において連結子会社の範囲から除外しております。

### ④ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社セイブ	50百万円	27.7% (27.7)%	スーパーマーケット事業

(注) 1. 当社の関連会社は、上記の重要な関連会社1社を含み3社であります。

2. 出資比率欄の(内書)は間接所有の割合であります。

### ⑤ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社マルエツ	東京都豊島区東池袋 5丁目51番12号	62,179百万円	160,479百万円
株式会社カスミ	茨城県つくば市西大橋 599番地1	64,257百万円	

## (6) 設備投資及び資金調達状況

当社グループの設備投資については、スーパーマーケット事業を中心に店舗網の拡充のための新規出店5店舗、さらに既存店舗の活性化を実施いたしました。

この結果、当連結会計年度の設備投資支出額は242億75百万円となりました。

また、当連結会計年度に実施した設備投資等の所要資金には自己資金等を充当し、有利子負債は、前連結会計年度末に比べ16億30百万円増加し448億76百万円となりました。

## (7) 主要な事業内容（2024年2月29日現在）

当社グループは、当社、子会社12社及び関連会社3社で構成され、スーパーマーケット事業及びその商品供給事業、その他の事業として不動産事業を展開しております。

事業内容と当社及び関係会社の当該事業に係る位置付けは、次のとおりであります。

### ① スーパーマーケット事業

会社名	区分
当社	スーパーマーケット事業の管理
株式会社 マルエツ 株式会社 カスミ マックスバリュ 関東株式会社 株式会社 セイブ	食料品を中心に生活関連用品及び衣料品等のスーパーマーケット事業
株式会社 マルエツフレッシュフーズ	生鮮食品の加工事業
株式会社 ローズコーポレーション 株式会社 カスミグリーン	食品の加工・製造及び販売等
株式会社 カスミみらい	野菜の加工・包装等

### ② その他の事業

会社名	区分
株式会社 マルエツ開発	不動産事業
株式会社 クローバ商事	商品開発事業
株式会社 食品品質管理センター	品質管理及び品質検査事業
株式会社 マーノ	業務受託事業
株式会社 アスビズサポート	人材派遣事業
株式会社 日本流通未来教育センター	教育事業
株式会社 エスオー	小売業におけるレジ等店舗運営業務

## (8) 企業集団の主要拠点等 (2024年2月29日現在)

### ① 当社

事業所	所在地
本社	東京都千代田区
蕨事務所	埼玉県蕨市
THE TERRABASE 土浦	茨城県土浦市
U. S. M. 八千代グロサリーセンター	千葉県八千代市

### ② 子会社

会社名	本社、店舗及び事業所
株式会社 マルエツ	【本社】 東京都豊島区
	【店舗及び事業所】 東京都149店舗、埼玉県55店舗、千葉県49店舗、神奈川県49店舗、茨城県1店舗、 栃木県1店舗、計304店舗 川崎複合センター（神奈川県川崎市）、 三郷複合センター（埼玉県三郷市）
株式会社 カスミ	【本社】 茨城県つくば市
	【店舗及び事業所】 茨城県108店舗、千葉県40店舗、埼玉県34店舗、栃木県7店舗、群馬県4店舗、 東京都2店舗、計195店舗 中央流通センター（茨城県かすみがうら市）、 佐倉流通センター（千葉県佐倉市）、 精肉加工センター（茨城県土浦市）
マックスバリュ関東株式会社	【本社】 東京都江東区
	【店舗及び事業所】 千葉県14店舗、東京都12店舗、埼玉県2店舗、神奈川県2店舗、計30店舗

## (9) 企業集団の従業員の状況 (2024年2月29日現在)

区 分	従業員数
ス ー パ ー マ ー ケ ッ ト 事 業	7,121名 ( 18,945名)
そ の 他 の 事 業	71名 ( 1,768名)
合 計	7,192名 ( 20,713名)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 従業員数欄の ( ) は、パートナー社員 (パートタイマー) 及びアルバイトの年間平均雇用人員数 (8時間換算) であります。

## (10) 主要な借入先及び借入金残高 (2024年2月29日現在)

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 常 陽 銀 行	5,890百万円
農 林 中 央 金 庫	4,020百万円
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	4,000百万円
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	3,950百万円
信 金 中 央 金 庫	3,000百万円

## 2. 会社の株式に関する事項（2024年2月29日現在）

(1) 発行可能株式総数	500,000,000株
(2) 発行済株式の総数	131,681,356株
(3) 株主数	119,390名
(4) 大株主（上位10名）	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
イオンマーケットインベストメント株式会社	67,159千株	52.31%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,673千株	4.41%
U . S . M . H グ ル ー プ 取 引 先 持 株 会	2,854千株	2.22%
公 益 財 団 法 人 神 林 留 学 生 奨 学 会	2,300千株	1.79%
イ オ ン 株 式 会 社	1,629千株	1.26%
株 式 会 社 日 本 ア ク セ ス	1,528千株	1.19%
国 分 グ ル ー プ 本 社 株 式 会 社	1,099千株	0.85%
三 菱 食 品 株 式 会 社	1,091千株	0.84%
興 和 株 式 會 社	1,010千株	0.78%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	846千株	0.65%

- (注) 1. 自己株式（3,311,059株）は、大株主には含めておりません。  
2. 持株比率は、自己株式（3,311,059株）を控除して計算し、小数点第3位を切り捨てて表示しております。  
3. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

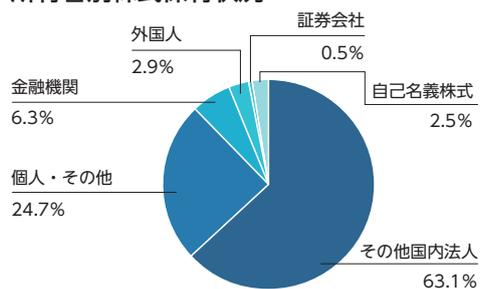
(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	8,900株	4名

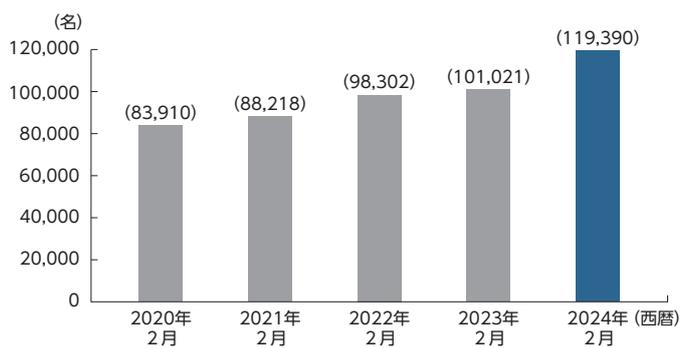
(注) 上記は、退任した取締役に対して交付された株式も含めて記載しております。

(ご参考)

所有者別株式保有状況



総株主数の推移



(6) 新株予約権等に関する事項

① 事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

区分	名称 (決議日)	保有人数 及び数	目的となる 株式の種類 及び数	発行価額 (1個当たり)	行使価額 (1株当たり)	行使期間
取締役	第1回新株予約権 (2017年5月29日)	5名 245個	普通株式 24,500株	113,800円	1円	2017年6月27日～ 2047年6月26日
取締役	第2回新株予約権 (2018年5月21日)	5名 169個	普通株式 16,900株	138,600円	1円	2018年6月11日～ 2048年6月10日
取締役	第3回新株予約権 (2019年5月24日)	5名 216個	普通株式 21,600株	89,200円	1円	2019年6月10日～ 2049年6月9日
取締役	第4回新株予約権 (2020年5月20日)	5名 200個	普通株式 20,000株	106,300円	1円	2020年6月8日～ 2050年6月7日
取締役	第5回新株予約権 (2021年5月21日)	5名 226個	普通株式 22,600株	101,600円	1円	2021年6月14日～ 2051年6月13日
取締役	第6回新株予約権 (2022年5月20日)	5名 219個	普通株式 21,900株	98,600円	1円	2022年6月13日～ 2052年6月12日
取締役	第7回新株予約権 (2023年5月19日)	5名 116個	普通株式 11,600株	103,100円	1円	2023年6月19日～ 2053年6月18日

(注) 1. 取締役は、社外取締役及び非常勤取締役を除く取締役であります。

2. 新株予約権の行使条件として、新株予約権者は、当社または連結子会社の取締役または監査役在任中は行使することができず、当社及び連結子会社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り一括して行使することができるものとされております。

3. 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとされております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の内容の概要

区分	名称 (決議日)	交付人数 及び数	目的となる 株式の種類 及び数	発行価額 (1個当たり)	行使価額 (1株当たり)	行使期間
子会社 取締役	第7回新株予約権 (2023年5月19日)	8名 107個	普通株式 10,700株	103,100円	1円	2023年6月19日～ 2053年6月18日

(注) 1. 新株予約権の行使条件として、新株予約権者は、当社または連結子会社の取締役または監査役在任中は行使することができず、当社及び連結子会社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り一括して行使することができるものとされております。

2. 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとされております。

### 3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2024年2月29日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	藤 田 元 宏	イオン株式会社執行役員副会長 株式会社カスミ取締役 マックスバリュ関東株式会社取締役
代表取締役副社長	山 本 慎一郎	デジタル本部長 株式会社カスミ代表取締役社長
代表取締役副社長	本 間 正 治	株式会社マルエツ代表取締役社長
取 締 役 副 社 長	島 田 諭	マックスバリュ関東株式会社代表取締役社長
取 締 役	齊 藤 浩	株式会社マルエツ取締役専務執行役員教育人事本部本部長兼ビジネスデザイン管掌兼経営企画管掌
取 締 役 相 談 役	岡 田 元 也	イオン株式会社取締役兼代表執行役会長 イオンモール株式会社取締役相談役 ウエルシアホールディングス株式会社取締役 株式会社クスリのアオキホールディングス社外取締役
取 締 役	三 木 智 之	丸紅株式会社執行役員食料第一本部長
取 締 役	鳥 飼 重 和	鳥飼総合法律事務所代表 株式会社ムラコシホールディングス社外取締役
取 締 役	牧 野 直 子	有限会社スタジオ食（くう）代表取締役 一般社団法人日本食育学会代議員 同学会企画委員会委員
常 勤 監 査 役	根 本 健	株式会社マルエツ監査役
常 勤 監 査 役	代々城 忠 義	株式会社カスミ監査役
監 査 役	竹 島 智 春	丸紅株式会社食料第一本部副本部長兼食料第一戦略企画室長兼食料第二戦略企画室長
監 査 役	石 本 博 文	イオンビッグ株式会社常勤監査役
監 査 役	岡 本 忍	岡本忍税理士事務所代表 山一電機株式会社社外取締役（監査等委員）

(注) 1. 事業年度中の取締役及び監査役の異動

- 取締役古瀬良多氏、取締役寺川彰氏、監査役坂本雅視氏及び監査役井原孝一氏は、2023年5月19日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
- 2023年5月19日開催の第8回定時株主総会において、齊藤浩氏及び三木智之氏が新たに取締役に選任され、また、根本健氏及び竹島智春氏が新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
- 取締役三木智之氏、取締役鳥飼重和氏及び取締役牧野直子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、取締役鳥飼重和氏及び取締役牧野直子氏は、当社が上場している東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
- 監査役竹島智春氏、監査役石本博文氏及び監査役岡本忍氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、監査役岡本忍氏は、当社が上場している東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
- 監査役岡本忍氏は、主に税理士として企業会計に関する経験と税務及び会計に関する幅広い知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

当社は、2021年3月1日施行の会社法改正に伴う対応として、2021年2月26日開催の取締役会にて、当社のコーポレートガバナンス・ガイドラインの方針に基づく、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。

当社の社外役員を除く当社の役員報酬は、「中長期的な業績等を反映させ、取締役による健全な企業家精神の発揮を通じて、当社の持続的な成長と企業価値の向上を促進させる」ことを基本方針とし、業績連動の割合を高めた役員報酬体系としており、取締役会は、人事・報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役の報酬の額は、株主総会の決議によって決定された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議により決定しております。

また、社外取締役及び監査役の報酬は、月例報酬のみで構成し報酬の水準は、第三者による国内企業の報酬水準を参考にしており、監査役の報酬の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

なお、取締役会の下に独立社外役員を主たる構成員とする「人事・報酬諮問委員会」を継続的に配置し、毎年4月に事業会社ごとの前年業績結果を確認し、報酬水準の妥当性を検証することにより、客観性、透明性に配慮したものとしております。

①取締役（社外役員を除く）報酬制度の概要

種類	プラン	内容	業績連動の有無	交付物	評価対象
月額報酬	月例報酬	基本報酬 役割報酬	固定	金銭	—
	年次業績報酬（月次反映）	前年度の業績達成率及び取締役個人の評価によって支給額が決定される業績連動金銭報酬			
エグゼクティブ報酬	譲渡制限付株式報酬（RS）	中期経営計画に連動し、対象期間の1年ごとに付与する事前確定届出型の株式報酬	業績連動	株式	中長期
	株式報酬型 ストックオプション（SO）	前年度の業績達成率に応じて付与される当社の株式報酬		新株予約権	

## ② 役位別報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の支給割合の概要

下記の表に基づき、個人別の報酬等は、連結営業収益及び連結経常利益の予算達成率を基に算出される業績達成ポイント別に、役位に応じて定められた支給率の範囲内で、取締役毎の業績評価により支給率を決定し、標準値に支給率を乗じた金額を報酬額とします。なお、当社は企業価値の向上を着実に実現するため、以下の業績指標を用いております。当事業年度における連結営業収益7,066億円、連結経常利益69億円となり、その業績達成ポイントは69.3%となりました。

役位別報酬	割合（構成比％）				合計（％）
	固定報酬	業績連動報酬			
		金銭報酬	株式報酬型ストックオプション（SO）	譲渡制限付株式報酬（RS）	
（代表取締役）会長・社長	45	40	10	5	100
（代表取締役）副社長	45	40	10	5	
（代表権無）会長・副社長	50	35	10	5	
専務取締役	55	30	10	5	
常務取締役	58	27	10	5	
兼務取締役	60	25	10	5	

（注）構成比割合は、合計総報酬額を100%とし、報酬の種類ごとに「平均値（%）」で記載しております。

## ③ 報酬決定の手続き

当社は、対象取締役の報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、構成員の過半数を独立社外役員とする人事・報酬諮問委員会を設置しております。対象取締役の報酬の構成、業績連動型報酬の制度設計の妥当性の評価や目標値の設定、実績評価等については、人事・報酬諮問委員会における審議を経たうえで取締役会に答申され、決定されるというプロセスを経ております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬の内容の決定にあたっては、人事・報酬諮問委員会より、役員報酬の方針等との整合性を含めた多角的な検討を行ったうえで答申しております。取締役会は、その答申の内容を尊重し、役員報酬の方針等に沿うものであると判断しております。

④当期に係る取締役及び監査役の報酬等の総額及び員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		月額報酬	ストックオプション	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	66	41	12	10	7
監査役 (社外監査役を除く)	18	18	—	—	3
社外取締役	23	23	—	—	4
社外監査役	11	11	—	—	4

- (注) 1. 上記の取締役、監査役の支給人員合計、報酬等の総額には、2023年5月19日開催の第8回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役2名に対する報酬等の金額を含んでおります。
2. 取締役報酬限度額の年額は、2016年5月19日開催の第1回定時株主総会において、年額1億50百万円以内（うち社外取締役分は年額35百万円以内）であり、当該決議時の取締役は9名（うち社外取締役は3名）です。2017年5月19日開催の第2回定時株主総会において、当社取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、2016年5月19日開催の第1回定時株主総会において決議された取締役の報酬等の額である年額1億50百万円の範囲内で、継続的に株式報酬型ストックオプション（権利行使時の払込金額を1株当たり1円とする新株予約権を割り当てるもの）付与のための金銭報酬を支給することを決議しています。当該決議時の対象取締役の員数は9名（うち社外取締役は3名）です。
3. 2017年5月19日開催の第2回定時株主総会において、対象取締役を対象に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議され、当該取締役の報酬額とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬等として対象取締役に支給する金銭報酬債権の報酬額の上限を年額1億50百万円以内とし、付与を受ける当社株式の総数は、年200,000株以内としています。また、2020年5月20日開催の第5回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度の一部を改訂し、中期経営計画の1年目、2年目、3年目にそれぞれ譲渡制限期間が1年の株式を付与し、前事業年度の達成ポイントが100%以上の場合は全て解除し、100%未満の場合は全て没収する事前確定届出型へ変更しました。ただし、譲渡制限付株式報酬制度に係る金銭報酬債権は、対象取締役に對しては、1年分の職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には年額50百万円以内、かつ66,667株以内と前制度を踏襲しています。当該決議時の対象取締役の員数は5名です。
4. 監査役報酬限度額の年額は、2016年5月19日開催の第1回定時株主総会において、年額50百万円以内であり、当該決議時の監査役は5名（うち社外監査役は3名）です。
5. 上記支払額には、2023年5月19日開催の取締役会決議により取締役5名に付与した新株予約権の当期費用計上額（14百万円）が含まれております。
6. 監査役報酬は、上記の報酬のほか、社外監査役が当社親会社及び当社親会社の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額は、11百万円であり、支給人数は1名であります。
7. スtockオプション及び譲渡制限付株式報酬の金額は、当事業年度の費用計上額を記載しております。
8. 取締役（社外取締役を除く）の月額報酬41百万円は、固定金銭報酬である月例報酬36百万円と業績連動金銭報酬である年次業績報酬5百万円の合計となります。業績連動報酬等の総額は28百万円、非金銭報酬等の総額は23百万円となります。
9. 監査役（社外監査役を除く）、社外取締役、社外監査役の月額報酬は全て固定金銭報酬となります。

(3) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位、及び重要な兼職の状況
古瀬良多	2023年5月19日	任期満了	当社取締役 株式会社マルエツ代表取締役会長
寺川彰	2023年5月19日	任期満了	当社取締役 丸紅株式会社代表取締役副社長執行役員生活産業グループ CEO
坂本雅視	2023年5月19日	任期満了	当社監査役
井原孝一	2023年5月19日	任期満了	当社監査役 丸紅株式会社生活産業グループ管理部

(4) 当事業年度末以降における取締役及び監査役の役職の主な変更

氏名	変更後	変更前	変更年月日
藤田元宏	株式会社カスミ取締役会長	イオン株式会社執行役副会長 株式会社カスミ取締役	2024年3月1日
山本慎一郎	株式会社カスミ取締役 当社デジタル本部長兼経営戦略本 本部長	株式会社カスミ代表取締役社長 当社デジタル本部長	2024年3月1日
三木智之	丸紅株式会社理事	丸紅株式会社執行役員食料第一本部長	2024年4月1日
竹島智春	丸紅株式会社食料第一本部副本部 長兼食品関連事業室長	丸紅株式会社食料第一本部副本部長 兼食料第一戦略企画室長兼食料第二 戦略企画室長	2024年4月1日

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社グループとの関係

- ・社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先は、「3.会社役員に関する事項（1）取締役及び監査役の氏名等（2024年2月29日現在）」に記載のとおりです。
- ・三木智之氏及び竹島智春氏が兼職する丸紅株式会社とは、当社グループと丸紅グループとの間に、商品の仕入等の取引があります。

- ・その他の社外取締役及び社外監査役の兼職先とは、特別な関係はありません。

② 当事業年度における取締役会及び監査役会への出席状況（出席回数/開催回数）

区分	氏名	取締役会	監査役会
取締役	※三木智之	10回/10回（出席率 100.0%）	—
取締役	鳥飼重和	12回/12回（出席率 100.0%）	—
取締役	牧野直子	12回/12回（出席率 100.0%）	—
監査役	※竹島智春	10回/10回（出席率 100.0%）	10回/10回（出席率 100.0%）
監査役	石本博文	12回/12回（出席率 100.0%）	13回/13回（出席率 100.0%）
監査役	岡本忍	12回/12回（出席率 100.0%）	13回/13回（出席率 100.0%）

（注）※印は、2023年5月19日就任後の状況を記載しております。

③ 当事業年度における主な活動状況

- ・三木智之氏は、海外企業経営者としての経験を通して培われた高い見識を有しており、戦略性のある適切な企業運営を行うに当たり、客観的な観点から積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・鳥飼重和氏は、社外取締役として他の取締役から独立した客観的視点で、主に弁護士としての専門的見地から積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事・報酬諮問委員会の議長として中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
- ・牧野直子氏は、社外取締役として他の取締役から独立した客観的視点で、消費者の観点から食に関する豊かな経験と栄養及び料理に関する幅広い知見や経験等から積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事・報酬諮問委員会の委員として中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
- ・竹島智春氏は、社外監査役として主に企業における経営管理に十分な知見と経験を有しており、監査的見地から積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、取締役会の実効性を評価する諮問委員会の委員として課題解決に向け適宜、必要な発言を行っております。
- ・石本博文氏は、社外監査役として他社での長年経営に携わった経験と知見から積極的に発言を

行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

- ・岡本忍氏は、社外監査役として他の監査役から独立した客観的視点で、主に税理士として企業会計に関する豊かな経験と税務及び会計に関する幅広い知見から積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適正な役割を果たしております。また、人事・報酬諮問委員会の委員として中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款に設けております。

これにより、社外役員全員はその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする契約を締結しております。

(7) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役及び監査役並びに子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## 4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

- |                                       |        |
|---------------------------------------|--------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              | 31百万円  |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 110百万円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、前期の会計監査人の職務執行状況、当期の監査計画の内容及び監査時間等、報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行いました。

2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である収益認識基準の適用に関する助言・指導業務について、対価を支払っております。

3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査に対する報酬の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、①にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

#### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

- ・ 事業会社の自主・自律性を尊重し、共通する理念である「お客さま第一」「地域社会への貢献」に基づき、設立時に制定した基本理念、ビジョン、ミッション（使命）を基本とする。
- ・ 株主をはじめとするステークホルダーとの適切な協働を実現するため、意思決定の透明性及び公正性を確保する。
- ・ 中長期的視点で適切な協働ができる株主、特に日々のお買い物を通じてご意見いただけるお客さま株主をはじめとするステークホルダーを重要なパートナーと位置づけ、建設的な対話ができる環境を整備し、経営に活かせる体制を構築する。
- ・ 上記3つを前提とし、経営の意思決定過程の合理性を確保することにより、健全な企業家精神を発揮し、会社の迅速・果敢な意思決定を実現することにより、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る。

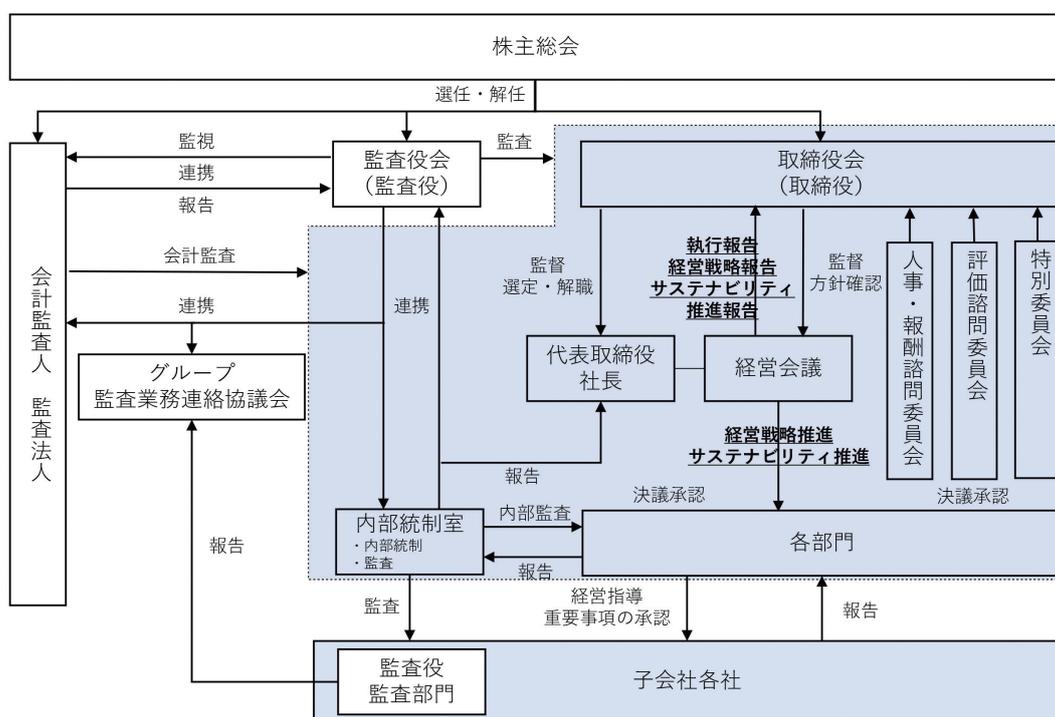
#### ②コーポレート・ガバナンス体制の全体像

- ・ 当社は、取締役会において経営の重要な意思決定を行うとともに、監査役会設置会社として取締役会から独立した監査役及び監査役会により、各取締役の業務執行状況等の監査を実施する。
- ・ 取締役会の独立性を強化し、経営陣・取締役に対する監督の実効性を高めるため、独立社外取締役を2名体制とするとともに、独立社外監査役1名を選任し、監督体制の強化を図る。
- ・ 少数株主の利益が相反する重要な取引等の検討に当たり、更に独立性を高めた特別委員会を設置し、審議・答申する体制を整備する。
- ・ 役員報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を確保する観点から、取締役会の下に独立社外役員を主たる構成員とする「人事・報酬諮問委員会」を設置し、公正かつ透明性の高い手続きにより、取締役の選任の手続き及び報酬体系を設定する。

#### ③取締役会の役割・責務

- ・ 取締役会は、法令・定款及び取締役会規程等に基づき、経営戦略等の方向性を定める。
- ・ 経営会議規程や職務権限規程・決裁基準表、業務分掌表等により、取締役と各部署の職務と責任を明確にし、周知徹底することで、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行う。

- ・取締役会は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであると認識し、その実現に向けて最善の努力を行う。目標額と一定の乖離が発生した場合は、その原因を分析し、株主、投資家に説明する機会を設け、次期以降の計画に反映させる。
  - ・次期代表取締役や新任取締役の指名にあたっては、取締役会及び事業会社と連携し、候補者の評価を適切に行うことで、透明性・公正性の高い後継者の指名体制を整える。
- ④監査役会の役割・責務と機能強化
- ・監査役会は、株主から付託を受けた独立機関として、監査役監査基準によりその役割・責務を定める。
  - ・監査役としての職務遂行にあたっては、独立の立場の保持に努め、常に公正不偏の態度を保持し、自らの信念に従って独立した客観的立場で適切に判断を行う。
  - ・独立社外監査役1名を選任し、監査役会の独立性の強化と機能の充実を図る。
  - ・社外取締役との情報交換を行うとともに、事業会社の監査役及び内部監査部門との連携を図るため「グループ監査業務連絡協議会」を設置し、実効性の高い監査に努める。



## (2) 取締役会の実効性評価の概要

当社は、持続的な企業価値の向上を目的として、毎年3月に取締役及び監査役による自己評価によるアンケート（調査票）を実施し、分析しております。その結果から課題を認識し、課題解決への施策を実施することで、当社取締役会の実効性を高めております。なお、アンケート（調査票）の作成、回収及び一部の分析にあたっては、外部機関を活用することで評価の透明性を高め、実効性を確保しております。当社では、社外取締役（委員長を含む）2名及び社外監査役2名による評価諮問委員会を開催し、分析・評価を踏まえ、継続的に取締役会の実効性向上に取り組んでおります。

### ①アンケート（調査票）の概要

対象者	取締役・監査役 計14名（社外役員を含む）
評価項目 20問+自由記載	①取締役会の役割・機能 ②取締役会の規模・構成 ③取締役会の運営 ④監査機関との連携 ⑤経営陣とのコミュニケーション ⑥株主・投資家とのコミュニケーション
回答方式	無記名による、3（満足）～1（不満）までの点数評価及び自由記載
評価方法	第三者機関による内容分析及び取締役会への報告と検証

### ②アンケート結果による課題の設定

#### イ.運用上の改善項目

- ・取締役会の議論活発化（戦略・結果・レビュー）
- ・社外取締役と事業会社幹部の情報交換
- ・内部監査状況の取締役会での報告

#### ロ.取締役会への答申項目

- ・個人株主との対話・情報伝達
- ・取締役、監査役へのトレーニング機会
- ・後継者育成計画

③今後の提案（取締役会への答申内容）

- イ.株主との強固な関係性を構築するための施策
- ロ.取締役、監査役へのトレーニング機会の提供
- ハ.当社及び事業会社の後継者育成計画の策定

当社取締役会は、評価諮問委員会からの答申を受けて、上記の課題に取り組んでまいります。このように評価諮問委員会の機能発揮と取締役会との連携を通じて、コーポレートガバナンスの継続的な強化に努めてまいります。

**(3) 当社グループの保有する株式に関する方針**

当社グループは、政策保有株式に関する方針及び政策保有株式に係る議決権の行使基準を定めております。政策保有株式は、基本方針に則り、2016年1月以降に16銘柄、取得原価ベース5億2百万円の保有株式を売却しております。なお、事業年度末時点の保有株式は、取締役会において、定期的に検証を行い、中長期的に取引先企業との取引関係維持・強化や情報収集が、当社グループ及び取引先企業の利益に資するものか否か、及び保有する企業の健全性とリスク等を検証し、保有継続の合理性を判断しております。また、保有株式に係る議決権の行使にあたっては、ガイドラインに則り、当社グループの株主価値向上並びに投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点から判断し、適切に行っております。

**(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針**

利益配分につきましては、株主に対する利益還元を重要政策の一つと考えており、将来の事業展開及び経営環境を考慮し、収益力の向上と内部留保の充実による企業体質の強化を図りながら、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

内部留保につきましては、今後の事業展開のための投資に備えたいと考えております。

**【当期の剰余金の配当について】**

期末の剰余金の配当は、2024年4月9日開催の取締役会決議により、1株当たり8円（中間配当金とあわせて1株当たり年間16円）としております。

**(5) 業務の適正を確保するための体制**

当社は、関係法令に従い、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しております。なお、当事業年度末時点における内容は、以下のとおりであります。

## 【取締役会の決議の概要】

### ①コンプライアンス管理体制

- ・当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、行動する指針として定めた「U.S.M.H行動規範」を、全対象者に周知徹底します。
- ・管理本部は、弁護士、公認会計士等の外部の専門家と連携を図り、法令等への対応及び周知徹底のための教育、リスク管理体制の基盤の整備などを当社及び子会社に対し実施します。
- ・内部統制室は、当社の監査役及び会計監査人と連携・協力のうえ、独立及び客観的立場から当社及び子会社全体の監査を実施し、内部監査・内部統制の状況について、定期的に「経営会議」に報告します。
- ・当社及び子会社において不正行為等があった場合に、役職員や取引先等が直接情報提供を行う手段として「内部通報窓口」を当社及び子会社に設置し、当社及び子会社の役職員に周知します。通報内容は法令・社内規程に従い秘密として保持し、通報者に対する不利益な取扱いはいりません。また、通報内容の概要、通報件数等を、「経営会議」に報告します。
- ・市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度を貫くことを、「U.S.M.H行動規範」に定めて、一切の関係を遮断します。

### ②情報保存体制

- ・取締役会、経営会議その他重要な会議の意思決定に係わる情報の保存及び管理は、文書管理規程の定めるところに従い、保存・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。
- ・会社法・金融商品取引法等の法令によって機密事項として管理すべき経営情報、及び顧客・株主等の個人情報について、保護・管理体制及び方法等につき、「内部者取引管理規程」「個人情報保護に関する規程」等の規程類を整備し、安全管理を図ります。

### ③リスク管理体制

- ・当社及び子会社のリスク管理に関する基本的な事項を「リスク管理規程」に定め、その徹底を図ります。
- ・当社は、大規模災害（首都直下型地震）を想定した事業継続計画（BCP）を策定しています。計画の実効性を高めるための訓練を定期的実施してまいります。
- ・財務報告に係わる内部統制構築（「J-SOX法」への対応）に関し子会社を含め取り組みます。

#### ④効率的職務執行体制

- ・当社及び子会社は、職務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めております。
- ・当社及び子会社の経営に係る重要事項は、職務の有効性と効率性の観点から、経営会議の審議を経て、当社の取締役会において決定します。
- ・取締役会等での決定に基づく職務執行については、「職務権限」「業務分掌」等に基づき権限が委譲され、効率的かつ適正に職務執行が行われる体制の維持・向上を図ります。
- ・組織のスリム化、ITの適切な活用を通じて業務の効率化を推進します。

#### ⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社の関係会社を適切に管理することにより、関係会社への指導と支援を円滑に遂行し、当社グループの安定成長、経営の効率化及び内部統制に資することを目的に「関係会社管理規程」を定めています。
- ・当社は関係会社管理規程において、子会社に対し、営業成績、財務状況その他一定の経営上の重要事項について定期的に当社に報告することを義務付けています。
- ・子会社の独自性を尊重しつつ、定期的に経営状況の報告を受け、経営方針・会社間の緊密な連携等に関する協議を実施します。
- ・子会社と緊密な連携を確保し、経営ノウハウや情報その他の資源の有効活用を促進して、業務遂行の効率化を図ります。
- ・内部統制室は、子会社の内部統制システムの整備状況の監査に協力し、モニタリングや必要に応じて子会社の監査を実施し、内部管理体制、内部監査体制の適切性や有効性を検証します。

#### ⑥監査役を補助する使用人の体制

- ・取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する専任の使用人として適切な人材の配置を行います。
- ・内部統制室の使用人に対して、監査役がその職務を補助することを求めた場合、取締役は、当該使用人に対して、これを命じるものとします。
- ・監査役の職務を補助することを命じられた使用人は、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有します。

#### ⑦前項の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保

- ・監査役を補助する使用人については、その適切な業務を遂行するため、人事考課、人事異動に関して、事前に監査役会の意見を尊重して、同意を得るものとします。
- ・監査役を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、当社はその旨を取締役及び使用人に周知徹底します。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告する体制

- ・当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査役に報告するものとします。
- ・当社の取締役及び使用人並びに関係会社の取締役、監査役及び使用人（以下「当社グループ役員」といいます）は、業績見込みに影響を与えるような損失やコンプライアンス違反の発生のおそれがあると認識した場合には、直ちに監査役に報告します。
- ・当社グループ役員は、監査役から業務執行に関する報告を求められた場合には、誠実かつ速やかに当該事項について報告します。

⑨監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社は、監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底します。

⑩監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとします。

⑪その他監査役職務の執行が実効的に行われる体制

- ・代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、適宜会合をもち、意見交換をします。
- ・取締役は、監査役職務の遂行のため、監査役と社外取締役、監査役と子会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力します。
- ・取締役は、重要な業務執行に係る会議体への監査役出席を求め、監査が実効的に行われるようにします。
- ・内部統制室は、常勤監査役に当社及び子会社の内部監査の実施状況について、適時報告を行うとともに、意見・情報交換を行う等の連携体制を構築し、監査の実効性確保を図ります。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### ①コンプライアンス体制

- ・当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、行動する指針として定めた「U.S.M.H行動規範」を全対象者に周知徹底を図るとともに、コンプライアンス意識の向上や基本理念の共有を目的に各種研修を通じて責任者への教育を継続して実施しております。また、管理本部は当事業年度も公認会計士等外部の専門家と連携を図り、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を鑑み、法令等への対応及び周知徹底のための教育を子会社の管理職に対して実施しております。
- ・当社及び子会社は、2022年6月に施行された改正公益通報者保護法の内部通報制度に係る規程等の内容を拡充し、ポスター等による周知活動や研修等を通じてその実効性向上を図り、適正運用に努めております。
- ・内部統制室は、当社の監査役及び会計監査人と連携・協力の上、独立及び客観的立場から当社及び子会社全体の監査を実施し、内部監査・内部統制の状況について、定期的に「経営会議」に報告しております。
- ・当社及び子会社において不正行為等があった場合に、役職員や取引先等が直接情報提供を行う手段として「内部通報窓口」を当社及び子会社に設置し、当社及び子会社の役職員に周知し、通報内容の概要、通報件数等は「経営会議」に報告しております。
- ・市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度を貫くことを、「U.S.M.H行動規範」に基づき、一切の関係を遮断する努力をしております。

### ②情報保存体制

- ・情報セキュリティ対策として、個人情報を含めた会社の機密情報の漏えい防止を目的とした規程を整備し、文書やデータの管理・廃棄方法のさらなる厳格化を図り、情報管理及び機密情報漏えいの防止に努めております。
- ・当事業年度につきましては、電子メール等のウイルス感染を防止する訓練を実施し、個人ごとの意識の向上を図り、情報セキュリティの強化を推進しております。また、個人情報保護法の改正内容を正しく認識するため、関係部署が連携し、方針内容の精査を図り、一層の整備・強化を努めております。

### ③リスク管理体制

- ・当社及び子会社のリスク管理に関する基本的な事項を「リスク管理規程」に定めて、周知徹底を図っております。これらを支える仕組みとして人事総務は、監査役会にて子会社の重要なリスクを毎月報告し、また、重要なリスクが発生した都度、経営会議、取締役会にて報告し、迅速な対応が判断できる体制を構築し、運用を図っております。

- ・当社は、大規模災害（首都直下型地震）を想定した事業継続計画（BCP）を策定しており、計画の実効性を高めるための訓練を定期的実施しております。
- ・当社は、財務報告に係る「内部統制評価計画書」を作成し、その中には子会社の内部統制についても記載されており、内部統制室は定期的に内部統制の状況について経営会議に報告しております。

#### ④取締役の職務執行体制

- ・当社の経営理念に基づき、当社グループ全体のさらなる発展に貢献できる人物であること、加えて、管掌部門の抱える課題を的確に把握し他の役職員と協力して問題を解決できる能力があること並びに、法令及び企業倫理の遵守に関する見識を有することを方針とし、2016年5月開催の第1回定時株主総会以降、独立社外取締役を1名増員しております。
- ・取締役会は、取締役の職務執行の法令及び定款適合性を確保し、定期的を開催しており、審議の充実に努めております。また、取締役は第三者機関による取締役会の実効性評価のためのアンケート調査に参加し、その内容を取締役会として共有し、抽出された課題から行動計画を策定し、実効性を高めております。

#### ⑤子会社管理体制

- ・当社の代表取締役社長は、子会社2社（株式会社カスミ、マックスバリュ関東株式会社）の取締役を兼務しており、定期的に2社の取締役会に出席しております。また、当社の代表取締役副社長2名及び取締役副社長1名は、株式会社マルエツ、株式会社カスミ、及びマックスバリュ関東株式会社の代表取締役社長に就任しており、それぞれが定期的に子会社の取締役会を招集し、開催しております。
- ・当事業年度におきましては、グループ全体の子会社の取締役及び執行役員を対象に、コンプライアンス教育と法令の遵守状況、リスク管理体制、及び内部通報等、内部統制システムの監督・機能をより強化する研修会をオンラインにて実施しております。
- ・内部統制室は、常勤監査役に当社及び子会社の内部監査の実施状況について、適時報告を行うとともに、意見・情報交換を行う等の連携体制を構築し、監査の実効性を確保しております。当事業年度におきましても、子会社の業務監査を実施し、信頼性の強化に努めております。

#### ⑥監査役に報告する体制及び監査役の監査が実効的に行われる体制

- ・当社は、2016年5月開催の第1回定時株主総会以降、自らの信念に従って独立した客観的立場で適切に判断を行う独立社外監査役1名を増員し、監査役会の独立性の強化と機能の充実に努めております。
- ・当事業年度におきましては、第8回定時株主総会にて選任された新たな監査役を含む監査役5名（内社外監査役3名）に対して、4本部長及び各担当部署の責任者より、

年度方針に基づいて組成された各プロジェクトの執行状況及び結果等を報告しております。なお、監査役5名（内社外監査役3名）は、第三者機関を活用した取締役会の実効性評価のためのアンケート調査に参加し、抽出された課題も共有しております。

- ・取締役は、重要な業務執行に係わる会議体へ監査役の出席を求め、監査の実効性を確保しており、代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、適宜、意見交換する場を設け意見交換をしており、取締役は、監査役の職務の遂行のため、監査役と社外取締役、監査役と子会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるように協力しております。
- ・当事業年度におきましては、社外取締役との情報交換を行うとともに、子会社の監査役及び内部監査部門との連携を図るため「グループ監査業務連絡協議会」を開催し、実効性の高い監査に努めております。

連結貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	74,709	流動負債	82,657
現金及び預金	21,135	支払手形及び買掛金	48,671
売掛金	375	1年内返済予定の長期借入金	5,300
棚卸資産	17,039	未払法人税等	2,462
未収入金	30,027	賞与引当金	2,254
その他	6,152	店舗閉鎖損失引当金	295
貸倒引当金	△21	株主優待引当金	387
固定資産	210,795	その他	23,285
有形固定資産	146,758	固定負債	52,597
建物及び構築物	60,292	長期借入金	39,125
機械装置及び運搬具	6,111	転貸損失引当金	45
工具、器具及び備品	14,054	店舗閉鎖損失引当金	714
土地	55,364	退職給付に係る負債	23
建設仮勘定	10,705	資産除去債務	5,900
その他	229	その他	6,787
無形固定資産	16,391	負債合計	135,254
のれん	8,944	(純資産の部)	
その他	7,446	株主資本	149,029
投資その他の資産	47,646	資本金	10,000
投資有価証券	2,339	資本剰余金	104,325
繰延税金資産	11,017	利益剰余金	38,226
退職給付に係る資産	2,915	自己株式	△3,522
差入保証金	30,313	その他の包括利益累計額	1,000
その他	1,104	その他有価証券評価差額金	△95
貸倒引当金	△43	退職給付に係る調整累計額	1,095
資産合計	285,505	新株予約権	220
		純資産合計	150,250
		負債純資産合計	285,505

# 連結損益計算書

(2023年3月1日から  
2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	690,498
売上	492,146
営業	198,351
営業	16,159
販売	214,510
営業	207,603
営業	6,907
受取	24
受取	37
持分	36
補助	162
受取	92
営業	48
支払	176
支払	45
原状	40
災害	51
その他	64
経	379
特	6,929
投資	203
関係	80
受取	262
特	545
減損	2,679
店舗	1,010
閉鎖	131
店	3,820
税金	3,654
法人	3,176
税	△530
当期	2,646
調整	1,008
当期	1,008
親会社	1,008
株主に	1,008
帰属	1,008
する	1,008
当期	1,008
純利	1,008
益	1,008

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年3月1日から  
2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	104,323	39,272	△3,574	150,021
当期変動額					
剰余金の配当			△2,053		△2,053
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,008		1,008
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		1		52	54
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	1	△1,045	51	△992
当期末残高	10,000	104,325	38,226	△3,522	149,029

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	15	△241	△226	226	150,022
当期変動額					
剰余金の配当					△2,053
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,008
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					54
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△110	1,337	1,227	△6	1,221
当期変動額合計	△110	1,337	1,227	△6	228
当期末残高	△95	1,095	1,000	220	150,250

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 12社

連結子会社の名称

株式会社マルエツ、株式会社カスミ、マックスバリュ関東株式会社、株式会社マルエツフレッシュフーズ、株式会社ローズコーポレーション、株式会社カスミグリーン、株式会社マルエツ開発、株式会社クローバ商事、株式会社食品品質管理センター、株式会社マーノ、株式会社アスビズサポート、株式会社カスミみらい

なお、株式会社協栄エイアンドアイについては、所有株式の全てを譲渡したため連結子会社でなくなりました。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

関連会社の数 3社

関連会社の名称

株式会社セイブ、株式会社日本流通未来教育センター、株式会社エスオー

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

a. 商品

主として売価還元法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ただし、一部の商品については最終仕入原価法

b. 貯蔵品

最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8年～39年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる中途解約違約金等の閉鎖関連損失見込額を計上しております。

ニ. 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、株主優待制度の利用実績に基づき、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

ホ. 転貸損失引当金

店舗閉鎖に伴い賃貸借契約の残存期間に発生する損失に備えるため、閉鎖し転貸を決定した店舗について、支払義務のある賃料等総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、食品を中心としたスーパーマーケット事業を主力事業としております。同事業における商品の引渡時点において、顧客への履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、商品販売のうち、当社グループが代理人に該当すると判断したものについては、顧客が受け取る対価の総額から、仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年間で均等償却しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### 連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「原状回復費用」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

なお、前連結会計年度の「営業外費用」の「その他」に含まれる「原状回復費用」は11百万円であります。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に計上した項目であって、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### 固定資産の減損

#### (1) 当連結会計年度に計上した金額

有形固定資産	146,758百万円
減損損失	2,656百万円

#### (2) 重要な会計上の見積りの内容に関する情報

主に店舗の固定資産について、回収可能額が帳簿価額を下回った場合に帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能額の算定に際しては、当連結会計年度における店舗毎の営業損益実績及び全社営業損益実績に将来の施策等に伴う売上高、原価率、人件費及び諸経費の増減を主要な仮定として用いた上で将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

当該見積りは、店舗を取り巻く競争環境や個人消費の動向等の予期せぬ変化により実際に発生した金額が見積りと異なった場合には、翌連結会計年度に新たに減損損失が発生する場合があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	184,711百万円
(2) 担保に供している資産及び担保にかかる債務	
①担保に供している資産	
現金及び預金	1百万円
建物及び構築物	1,466百万円
土地	2,229百万円
合計	3,696百万円
②上記に対応する債務	
支払手形及び買掛金	1百万円
その他（預り保証金）	235百万円
合計	237百万円
③その他、宅地建物取引業法に基づき供託している資産	
差入保証金	10百万円
(3) 保証債務	
関連会社の仕入債務に対する保証	21百万円

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数に関する事項

普通株式 131,681,356株

##### (2) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年4月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,026	8.00	2023年2月28日	2023年5月2日
2023年10月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,026	8.00	2023年8月31日	2023年10月16日

###### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年4月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,026	8.00	2024年2月29日	2024年5月9日

##### (3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 215,200株

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期で安全性の高い預金等で運用しております。資金については運転資金及び設備投資等に必要な資金を銀行借入等により調達しております。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金、未収入金は取引先に対する短期の営業債権であります。差入保証金は店舗不動産の賃借等に伴い差し入れたものであります。売掛金、未収入金、差入保証金は取引先の信用リスクに晒されております。

売掛金、未収入金、差入保証金の信用リスクについては、取引先の状況をモニタリングし、財政状態の悪化等による回収懸念を早期に把握する体制をとっております。

投資有価証券のうち、株式は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されております。非上場株式においては発行企業体の信用リスクに晒されております。株式は、定期的に時価や発行企業体の財政状態を把握することにより、当該リスクを管理しております。

支払手形及び買掛金は仕入先に対する短期の営業債務であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資等に必要な資金調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。

また、支払手形及び買掛金、借入金は流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次で資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

#### ③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注）を参照ください。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、支払手形及び買掛金、短期借入金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
①投資有価証券			
その他有価証券	975	975	—
②差入保証金	30,313		
貸倒引当金（※1）	△8		
	30,304	29,054	△1,250
資 産 計	31,280	30,030	△1,250
長期借入金（※2）	44,425	43,495	△929
負 債 計	44,425	43,495	△929

（※1）差入保証金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
関 連 会 社 株 式	210
非 上 場 株 式	1,153

これらについては、上記表内における「その他有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区 分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	975	—	—	975
資 産 計	975	—	—	975

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	29,054	—	29,054
資 産 計	—	29,054	—	29,054
長期借入金	—	43,495	—	43,495
負 債 計	—	43,495	—	43,495

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローに対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値から貸倒見積高を控除した価格により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

負債

長期借入金

長期借入金は固定金利によるものであり、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

一部の子会社では、首都圏に賃貸用の商業施設等を所有しております。

なお、賃貸用商業施設の一部については、グループの一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2024年2月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,998百万円（賃貸収益は営業収入に、主な賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上）、減損損失は219百万円（特別損失に計上）であります。

### (2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	12,367	△1	12,366	10,338
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	10,260	△564	9,696	10,425

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減のうち、当連結会計年度の主な増加は、不動産の取得349百万円、賃貸等不動産の用途変更等2百万円、主な減少は減価償却費699百万円、減損損失219百万円であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて、自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）又は鑑定会社より鑑定評価書を取得し算定した金額であります。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、スーパーマーケット事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	当 連 結 会 計 年 度
商 品 の 販 売 ( 売 上 高 )	690,498
そ の 他 ( 営 業 収 入 )	5,720
合 計	696,219

(注) 連結損益計算書上の営業収入に含まれる顧客との契約から生じる収益以外の収益は、当連結会計年度において10,438百万円であります。

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

商品の販売（売上高）は、主にスーパーマーケット各店における食品や日用品等の商品売上からなります。これらの収益は、商品を顧客に引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。代金は、商品引渡し時点を中心に、概ね1カ月以内に回収しております。

その他（営業収入）は、主に消化仕入に係る手数料収入等からなります。これらの収益は、利用に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。代金は、取引先との契約に基づき、概ね1カ月以内に回収しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の金額を理解するための情報

①契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

				当 連 結 会 計 年 度
期	首	残	高	1,862
期	末	残	高	2,910

連結貸借対照表上、契約負債は「その他の流動負債」に計上しております。契約負債は、主に当社が付与したポイント及び発行した商品券のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、789百万円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末現在、商品券等に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は1,758百万円であります。当社は、当該残存履行義務について、商品券等が使用されるにつれて今後1年から10年の間で収益を認識することを見込んでいます。

なお、当初の予想期間が1年以内の契約であるものについては、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,168円73銭
(2) 1株当たり当期純利益	7円85銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	7円84銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,898	流動負債	2,436
現金及び預金	2,106	1年以内返済予定の長期借入金	300
売掛金	4	株主優待引当金	96
棚卸資産	30	その他	2,040
その他	5,755	固定負債	31,272
固定資産	152,581	長期借入金	31,250
(有形固定資産)	1,287	資産除去債務	22
建物	503	負債合計	33,709
構築物	19	(純資産の部)	
機械及び装置	641	株主資本	126,549
車両運搬具	5	資本金	10,000
工具、器具及び備品	78	資本剰余金	117,315
建設仮勘定	38	資本準備金	2,500
(無形固定資産)	3,643	その他資本剰余金	114,815
商標権	3	利益剰余金	2,756
ソフトウェア	3,257	その他利益剰余金	2,756
ソフトウェア仮勘定	382	繰越利益剰余金	2,756
その他	0	自己株式	△3,522
(投資その他の資産)	147,650	新株予約権	220
関係会社株式	127,126	純資産合計	126,770
関係会社長期貸付金	20,300	負債純資産合計	160,479
その他	223		
資産合計	160,479		

# 損益計算書

(2023年3月1日から  
2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額		
営 営	業 業	収 費	7,589
売 販	上 及	原 一	337
営	業	般 管	4,579
営	業	利 収	2,672
受 そ	取 の	利	70
営	業	外 費	5
支 そ	払 の	利	109
経 税	常 引	利	52
法 人	前 当	純 利	2,586
当	期 純	及 事	2,586
		業 税	6
		利 益	2,580

## 株主資本等変動計算書

(2023年3月1日から  
2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	10,000	2,500	114,813	117,313
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			1	1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	1	1
当期末残高	10,000	2,500	114,815	117,315

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	2,229	2,229	△3,574	125,969	226	126,196
当期変動額						
剰余金の配当	△2,053	△2,053		△2,053		△2,053
当期純利益	2,580	2,580		2,580		2,580
自己株式の取得			△1	△1		△1
自己株式の処分			52	54		54
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					△6	△6
当期変動額合計	526	526	51	580	△6	574
当期末残高	2,756	2,756	△3,522	126,549	220	126,770

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

関係会社株式  
移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～31年

機械及び装置 10年～12年

工具、器具及び備品 3年～20年

②無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

①製品・仕掛品

総平均法

②原材料・貯蔵品

最終仕入原価法

(4) 引当金の計上基準

株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、株主優待制度の利用実績に基づき、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額のうち、当社が負担すべき金額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

持株会社である当社における顧客との契約により生じる収益は、主に子会社からの経営管理料となります。経営管理料は、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、履行義務の進捗に応じて収益を認識しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	239百万円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権	5,056百万円
(3) 関係会社に対する短期金銭債務	503百万円
(4) 取締役、監査役に対する金銭債務	6百万円

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

### ①営業取引

営業収益

受取配当金

3,984百万円

経営管理料

1,955百万円

サービス収入

1,467百万円

売上高

78百万円

営業費用

販売費及び一般管理費

903百万円

売上原価

5百万円

### ②営業取引以外の取引高

71百万円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

普通株式 3,311,059株

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
繰越欠損金		1,515百万円
株式報酬費用		33百万円
関係会社株式		17百万円
その他		1百万円
繰延税金資産小計		1,567百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額		△1,515百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額		△52百万円
繰延税金資産合計		-百万円

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

当社の親会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合(注)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	イオン株式会社	被所有 直接53.7% 間接52.4%	役員の内兼任	販売支払手数料	782	その他 (流動負債)	430
				資金の寄託	10,000	その他 (流動資産)	3,000
				資金の回収	7,000		

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) イオン株式会社は当社の議決権の52.4% (出資比率は51.0%) を所有するイオンマーケティングインベストメント株式会社の議決権の100.0%を所有しております。

当社の子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社マルエツ	所有 直接100.0%	経営の管理 役員の兼任	経営管理料	999	その他 (流動資産)	274
				資金の貸付(注)	7,500	関係会社 長期貸付金	15,000
				利息の受取	44	-	-
子会社	株式会社カスミ	所有 直接100.0%	経営の管理 役員の兼任	経営管理料	850	その他 (流動資産)	233
				資金の貸付(注)	2,000	関係会社 長期貸付金	4,000
				利息の受取	11	-	-
子会社	マックスパリュ関東株式会社	所有 直接100.0%	経営の管理 役員の兼任	資金の貸付(注)	6,500	その他 (流動資産)	1,300
				資金の回収	7,050		
				資金の貸付(注)	-	関係会社 長期貸付金	1,300
				資金の回収	200		
				利息の受取	14	その他 (流動資産)	1

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案し、決定しております。

## 7. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記の  
(5) 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	985円	82銭
(2) 1株当たり当期純利益	20円	10銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	20円	7銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。